

法務委員會議

録第十三号

平成十年五月八日(金曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 笹川 堯君

理事 鴨下一郎君

理事 八代 英太君

理事 北村 哲男君

理事 上田 勇君

安倍 晋三君

小野寺五典君

太田 誠一君

佐藤 勉君

菅 義律君

谷川 和穂君

渡辺 喜美君

佐々木秀典君

漆原 良夫君

木島日出夫君

園田 博之君

出席國務大臣

法務大臣

出席府政委員

法務大臣官房長

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省保護局長

法務省人權擁護局長

委員外の出席者

厚生省社会・援護局地域福祉課長

法務委員会専門員

海老原良宗君

委員の異動  
五月八日

辞任

加藤 紘一君

木村 義雄君

古賀 誠君

谷畑 孝君

中川 秀直君

渡辺 喜美君

同日

辞任

安倍 晋三君

石崎 岳君

小野寺五典君

大石 秀政君

佐藤 勉君

武部 勤君

補欠選任

佐藤 勉君

武部 勤君

小野寺五典君

石崎 岳君

安倍 晋三君

大石 秀政君

同日

補欠選任

中川 秀直君

谷畑 孝君

古賀 誠君

渡辺 喜美君

加藤 紘一君

木村 義雄君

五月八日

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出第九二号)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(内閣提出第九三号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

同日

選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(大島章宏君紹介)(第二二四八号)

婚姻制度等に関する民法改正に関する請願(同(金田誠一君紹介)(第二二四七号)

同(金田誠一君紹介)(第二二四七号)

同(桑原豊君紹介)(第二二四九号)

同(日野市朗君紹介)(第二二五〇号)

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(石井紘基君紹介)(第二二五

一号)

同(金田誠一君紹介)(第二二五二号)

同(近藤昭一君紹介)(第二二五三号)

同(辻元清美君紹介)(第二二五四号)

同(伊藤忠治君紹介)(第二二七六号)

組織的犯罪対策法制定反対に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第二二七四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付)

○笹川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、保護司法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田勇君。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございます。

きょうは保護司法の一部を改正する法律案につきまして何点か御質問させていただきます。

保護司法の皆さんの活動につきまして、いろいろと法務省の方からも詳しく御説明をいただきましたが、本日に皆さん、全国五万人近い保護司の皆さんが、それぞれ仕事を抱え忙しい中で、社会にとりて本日にどうと仕事をボランティアとして取り組んでいただいている、このことにまず深く敬意を表するものであります。

私も何人かの保護司をされている方々を存じ上げておりますけれども、皆さん、御自身の仕事やプライベートな時間を犠牲にしてまでいろいろと貢献をいただいているということにおいては、本日に頭の下がる思いでありますし、また皆さんそれぞれ人格、見

識とも尊敬できる方々ばかりであるというふうに思っております。

ただ、であるからこそ、最近起きてきている幾つかの出来事というのは、こうしたとうとい職務を全うされている多くの保護司の方々の社会的信用を傷つけるというようなものもありますし、本

当に残念でなりません。

とりわけ、これは後ほどちょっと質問でも触れさせていただきますけれども、保護司組織による政治資金パーティー券あっせんにかかわる報道であるとか、あるいは保護司をしている国会議員の、公職選挙法に抵触するのではないかとというような報道等、いずれも国会議員が絡むことであるだけに、本日に全国の保護司の皆さんには申しわけないという感じがする次第であります。

こうした問題点については後ほど触れさせていただきますが、まずはちょっと法案の中身につきまして何点か質問をさせていただきますというふうに思います。

先日の提案理由の説明の中で、こういうところがありました。近時の社会風潮等によって、保護司として有能な人材の確保が容易でなくなりつつあるとありましたけれども、法務省の資料を拝見いたしますと、保護司の定員に対する充足率、これは近年、九二%、九三%、ほぼ一定で推移しております。となると、この人材の確保が容易でなくなりつつあるというのはどういうことを意味されているのか、御説明をしていただきたいというふうに思います。

○本江政府委員 ただいま委員がおっしゃいましたとおり、保護司の充足率というのは保護司法に書いてございます定員の五万二千五百人のほぼ九二、三%で最近十年間は推移してきているわけでございます。

さらに充足率を高めるべく常日ごろ努力をして

いるところでございますが、近年、都市化現象あるいは核家族化の進展に伴って地域社会の連帯感が希薄化しているなどの理由によりまして、無報酬で地域社会のために困難な仕事に従事するという保護司をやろうとおっしゃってくださる方が増えてきています。それが実際のところ大変困難になつてきているのでございます。

例えば、大都会でございます東京においては、本年一月一日現在の充足率は八七・六％でございます。まして、全国平均よりもかなり低い状況にございます。

また、保護司は年々高齢化する傾向にございまして、本年一月一日現在の平均年齢は六十二・九歳となっております。保護観察事件等の複雑困難な状況が生じている中、特に保護観察事件の約七割が少年事件であるというのを考えますと、高い活動力を備えた若手の保護司を数多く確保することが必要であると考えている次第でございます。

そこで、今回の法改正によって、現在も組織されております保護司組織を、もう少し、この保護司の確保という面でも大いに活発に活動していただくというところで、保護司組織の強化を図るということを目指しましたし、また、地方公共団体には地域のいろいろな情報が集約しているわけでございますので、地方公共団体との連携を一層強める方策をとりまして、地方公共団体からも保護司としての適任者の御推薦をいただくということを目指している次第でございます。

○上田(勇)委員 今の御答弁、ちょっと確認をしたいのです。おっしゃりたいことは、一つは、最近では余りなりやがないのだけれども、何とか頼み込んで無理やりやってもらっている、あるいは、いわゆる従来の資格要件みたいな基準からすれば少し首をかしげたくなる人にも頼んでいるというようにあることをおっしゃったのでしょうか。その辺、ちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○本江政府委員 答弁の仕方がまずくて、無理やりやってもらっているというように聞こえたとして

たら、まことに申しわけございません。

実際のところ、保護司にお願いする時には、いろいろ御本人がためらわれることもございまして、お願いしてなつてもうケースも非常に多いわけでありまして、ただ、それだからといって、保護司の職務の性質上、どなたでもよいというわけではございませんで、大体のところは、現在保護司であられる方が、自分の周辺あるいは自分の地区の中から保護司にふさわしいと思われる方を何とか探してきて、保護司にお願いするというような状況が続いております。

これは、保護司の中でも、特に幹部あるいは熱心な方々が一生懸命努力をしてくださっているところでございますが、今後は、組織活動を強化いたしまして、組織全体でこの問題に取り組んでいくことによって、一層広くまた深く情報を集めて、適任者を確保することができるとはないかと期待しているところでございます。

○上田(勇)委員 もちろん、大変貴重なとうとう仕事を職務として保護司の方はされているのですけれども、今おっしゃったように、やはりこれはボランティア、無報酬でありますから、そういう意味ではなかなか手がないというのはよくわかるのです。

今、これからの方策、対策についてもいろいろ言及があったのですが、どうしても、今のこういうボランティアという形で十分に保護司のなり手がなく、あるいは機能がなくなるといふことであれば、この制度自体、やはり社会の進展とともに少し合致しなくなつてきているということなのかどうか。そういう印象も受けたので、すぐに制度自体を変える、どうのこうのといふことではございませんけれども、その辺も含めて検討する必要があるというふうに感じた次第です。

ちょっと話は変わるのですが、ある資料によりますと、保護観察事件を担当していない保護司の方が全体の四割から五割近くいるというふうに書いておりましたけれども、なぜ、最も重要な職務であります保護観察事件を担当されないのか、ま

た、こうした担当されていない保護司の方というのはどういう職務を主にされているのか、その辺をお伺いしたいというふうに思ひます。

○本江政府委員 まず、保護司がどういふ仕事をしているかということでございますが、まず第一は、委員おっしゃったとおり、保護観察の実施でございます。

それから、さらに重要な仕事としては、対象者がまだ矯正施設、刑務所、少年院等に在監している間に釈放された場合に、本人がスムーズに社会復帰できるように、家族との関係あるいは職場との関係等、間に入つていろいろ調整する仕事がございます。環境調整と我々申しておりますが、それが第二の重要な仕事でございます。

さらにまた、保護司のもう一つの大きな活動分野として、地域の犯罪予防活動の助長ということがございます。

確かに、保護司になられた方全員が保護観察事件を担当しておられるというわけではございません。

その大きな理由といたしましては、全国を九百三の保護区に分けておまして、津々浦々、僻地に至るまで、保護司を常時配置しているという体制でやっております。したがって、人口の少ないところは必然的に定員数が少ないのでございまして、その中でも、保護観察事件の過疎地域として、そういうところの保護司の方々は事件を担当しない時期が結構長くあるということもござい

ます。

さらにまた、都会部の中でも、同じ保護区といつても、いろいろ交通の便が不便であつて、対象者が帰住する町内と保護司の住んでおられる町内とが交通の便でなかなか通にくいというようなどときには、対象者の帰住地の近くに住んでおられる保護司に担当していただくということもござ

います。

そういうことが結構あるようでございまして、団地の近くの保護司の方には、団地の中に保護司

がおられる場合は逆に件数が非常に少なく、団地に保護司がおられないときには集中するというようなこともございます。これは、対象者が困つたときなどに、気軽に、余り困難を伴わないで保護司を訪ねることができるといふ体制をつくるという配慮からでございます。

そういうことで、保護観察事件を担当しておられない保護司の方もたくさんおられます。さらにまた、今申し上げました保護観察事件あるいは環境調整事件を担当しておられないで、主として地域の犯罪予防活動の方に力を注いでくださっている保護司の方々もおられるわけでございます。

そういうわけで、保護観察事件を担当しているだけで、保護司の職務に熱心に取り組んでいただいているかどうかを判断するわけにはまいらないというように考えている次第でございます。

○上田(勇)委員 次に、今回の改正点でもありますが、保護司組織の法定化の問題についてお伺いたいのです。

現状では、保護司会及び同連合会というのは任意団体であるということとあります。いろいろ御説明を伺う中で、保護司が職務をきっちり遂行していくに当たっては、やはりこの保護司組織に加わつて密接な連絡をとつていかなければいけないというところは今でもそのとおりで、それが任意団体のままで置かれていくというところについてはどうもやはり不自然な面があるというのには確かにそのとおりだと思ひます。

改正によりましてこれが法定化されまして、さらに法案の第八条の二ですか、これで保護司の仕事の中における保護司会の役割も明記されるわけでありまして、これによって、保護司の方々は義務的に全員が保護司会に加わるといふことになるのでござい

ます。

○本江政府委員 保護司組織はいろいろレベルがございまして、保護司相互の処遇の支援それから保護司に対する研修をやっておりますし、さらに犯罪予防活動については、最近とみに組織として対応するという場面が多くなつてまいりま

した。そして、現在保護司になってくださっている方は、全員それぞれの地域の保護司組織に既に加入していただいております。

今回の法改正は、そういう保護司組織の機能を一層充実強化するという目的で行ったものでございまして、なお一層全員参加してやっていただくことが期待されておりました、そのように考えております。

○上田(勇)委員 もう一点、改正点で地方公共団体の協力規定の新設がございしますけれども、提案理由説明にもありましたように、保護司及び保護司組織はこれまでも地方公共団体からさまざまな支援を受けているということでありまして、現状でもそうした物的、人的支援を受けているのであれば、あえて協力規定を新設する理由は何なのか。また、こうした協力規定を新設することによってその支援の質的、量的な改善を期待していることなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○本江政府委員 委員おっしゃいましたとおり、現状においても、各地方公共団体から保護司及び保護司組織は人的、物的にいろいろな御協力をいただいているわけがございします。ただ、地方公共団体が更生保護の分野である保護司、保護司組織に対して協力することができるといって根拠法規が現在のところございしません。それに伴って、地方公共団体の保護司及び保護司組織に対する協力の度合いは相当程度に差がある、ましまちの状態である上に、地方公共団体によっては、根拠規定がないことを理由に、そういうことをしてはいけないうのじやないかという感覚で物をとらえておられるところもあると聞いております。

そういう状況の中でございしますので、現在地方公共団体から御支援をいただいているのは地元の保護司と保護司組織の自助努力と各地方公共団体の保護司活動に対する御理解の程度によって差が出てくる、こういうわけがございまして、その根拠規定を置くことが望ましいと考えた次第でございします。

また、今回の法改正で目指しているのは、地

方公共団体が保護司及び保護司組織に対して協力することができるといって規定を置くと同時に、保護司の方も、各地方公共団体が責務として負っております防犯活動に積極的に参加をしていくという規定も設けておりました、相互にこの犯罪予防活動、その他の更生保護の分野で相互の協力関係、連携を深めて、一層効果的にこの職務を遂行していただきたいと思いますと考えている次第でございします。

○上田(勇)委員 改正点の趣旨についてはおおむね理解いたしました。

次に、これはちよつと冒頭も申し上げましたとしても残念な事件の一つであります。先日の新聞報道によると、全国保護司連盟が同連盟の会長を務めます国会議員の政治資金パーティー券の購入を地区保護司会の幹部に依頼しており、それに対して法務省が口頭で注意したという記事がございします。

そこで、まず初めに、この口頭注意というのはどういふものなのか、またその内容はどのようなものであったのか、そのあたりを伺いたいというふうに思っています。

○本江政府委員 この全国保護司連盟、全保連と称しておりますが、その事務局が全保連会長の政治資金パーティーに参加するべく保護司組織内に呼びかけたという問題については、参議院の法務委員会でも指摘されたこととございします。この機会に、私も承知しておりますこの問題についての状況を簡単に御説明いたしたいと思ひます。

委員おっしゃいましたように、本年の二月二十六日に御指摘のパーティーが開催されたことは事実でございします。その直前に全保連事務局と銘打って保護司組織内にこのパーティーに参加したかどうかという文書を送りつけたということも事実でございします。事務局を呼んでその状況について確認いたしましたところ、実は、この会長が二十五周年国会議員として在職されたことについて国会から表彰を受けられるという榮譽に浴された

ということとございします。昨年の十月三十日のこととでありました。

そのことを聞いた全国保護司連盟の事務局は、昨年の九月から、自分たちの会長のお祝い事であるので、保護司組織の中でもぜひ祝賀会を開催してお祝いしようというように企画していたと申してございします。そのときは保護司会の中だけで会費を持ち寄って、約一万円ぐらひはかかるだろうということ、会費を持ち寄ってすることを考えていたのですが、会長との日程の調整がなかなかつかないままに推移していたという中で、その会長の表彰が行われた直後ころ、会長のお仲間の議員の方々が集まって会長の勤続二十五周年の祝賀会を開催されるという情報を聞き込みまして、会長と保護司会としての祝賀会の日程がなかなか合わないことから、この大きな祝賀会に参加させていただこうというのを考えたそうとございします。ちよつとこの会長の大きな祝賀パーティーも会費が一万円だったというところで、自分たちがやろうとしていた会とそう変わらないものと考えたそうとございします。

そこで、このパーティーに参加をさせていたただくことにして、東京都保護司連盟の幹部と全国保護司連盟の東京近辺在住の幹部とそれから東京の保護司会長等に文書を送りつけて、祝賀会に出たらどうかと呼びかけたこととございします。

議員御質問のどういふ注意内容かということにつきましては、保護司のお一人一人は政治活動も全く自由でございしますし、立候補して議会の議員になることも全く自由なのでございします。そういうこともあって、全くの任意団体である全国保護司連盟というものの政治的な活動について、私も法務省としていわゆる注意をするという権限があるのかどうかははっきりしませんが、事務局長を呼びまして、保護司にはいろいろな政治的立場の方がなっているというのでありまして、したがって、保護司組織としては政治的中立を守って、堅持してやってくるのが、保護司活動を円滑に推移させるために重要なことではない

かということをお申し上げました。

実際のところ、私もよく知っておりますし、全国保護司連盟の会長も保護司歴の長い方ですから十分そのことは理解しておられますし、これまで、保護司法が昭和二十五年に制定された後、約五十年にわたって保護司組織は政治的中立を堅持してやってまいりました。したがって、これまで、そういう政治的活動をしたということの問題になつたことは一度もないと承知しております。それだけに、そういう政治活動については事務局の方には疎かったというのも事実でございまして、事務局長は、大変うかつなことをしてしまつたと恭順の意を表して、今後二度とこういうことがないようにいたしますとございします。

私としては、保護司組織が政治的中立でやってきたことはよく知っておりますけれども、政治資金パーティーということの持つ意味をよく考えると、かりそめにも誤解を受けるような軽率なことではやめては困るという話を申し上げた、こういうわけでございします。

○上田(勇)委員 今局長から、事件の経緯も含めまして御丁寧に御説明をいただいたのですが、この一連の経緯並びに法務省の見解として、ひとつ大臣の方からも御所見を伺いたいというふうに思ひます。

○下稲葉國務大臣 今、経緯につきましては政府委員から答弁いたしたとおりでございします。

全国保護司連盟の会長さんが議員在職二十五周年のお祝いをしようという、純粋な気持ちでそういうふうなことを考えていたようでございします。自分たちだけでそういうふうな機会ができなくて、自分たちだけで政治資金規正法に基づいて、保護司に乗りかたつたような格好になつたことと。

今申し上げましたように、私は、保護司組織というものは、一人一人の個人の政治活動はともかくとして、組織としてはこれは絶対に中立でなければならぬ。そしてまたそういうふうな伝統を、今政府委員からも話をしましたように、五十年に

わたって守つてきているわけでごさいますし、大変遺憾で残念なことだ、こういうふうに思っていますし、そういうふうな点を、法律も新たにまたできることでもございますし、一層厳重に堅持するように指導してまいりたい、このように思います。

○上田(勇)委員 局長の方からも、今の保護司組織というのは原則、任意団体なので、法律的に言えば、責任を問うというような問題ではないというふうな話もありました。しかし、今大臣の方から、やはり、この政治的中立性というのはこれまでも堅持されてきたし、とりわけこれから、この法改正も伴いまして重要になってくるという御答弁をいただきました。全くそのとおりだということに思います。

これまでの政治的中立性というの、やはり保護司の職務の内容や保護司組織の実態を見ればこれは当然のことであるが、とりわけ今回の改正によりまして、この保護司組織が法律で定められた組織になる、また、保護司は、それぞれの個人の考え方や政治的信条にかかわらず、全員が保護司会に加わるということによって仕事をすること、これは法律で決められる、先ほど御答弁をいただいたとおりであります。

また、これまでも実質的にはあったものの、地方公共団体からの協力、これも法律に明文化されるということであれば、もちろん、それぞれの保護司の個人の政治活動の自由、これはもう保障されるのは当然でありますけれども、組織としては、従来にも増してその政治的中立性というの、今度は法律で厳しく求められるということになるのじやないかというふうに思うわけでありませう。

とりわけ、保護司組織による今回の件のような、政治家や政治団体への寄附あるいは政治資金パーティー券の購入やそれらのあつせんといったことは、これは数年前、いわゆる九州の税理士の政治献金訴訟の例でも、最高裁判決の中で、税理士会というものは、税理士になるためにはだれもが所属しなければならない組織なので、そこにおいてはそういう政治献金等の取り扱いをするというのとは不

適当であるというの、その判決理由の一つでありました。その趣旨を考えれば、やはりこの改正後の保護司組織においては、そうした政治家や政治団体への寄附あるいはパーティー券の購入、それらのあつせんといったものは禁止されるというふうな考えるべきだと思います。

また、政治資金規正法においても、公的補助金等を受けている団体の寄附やパーティー券の購入は禁止されておるわけでありまして、必ずしもそれがダイレクトに適用されるわけではありませんが、その趣旨に照らせば、保護司組織が今回は法律で地方公共団体の協力が明示されているということであれば、やはり法律の趣旨には沿わないことではないかというふうに思うわけでありませう。

したがって、特に今回の改正によりましてこれから、法案によりまして、保護司会等に関する必要な事項というのは法務省令で定めるということになっておりますけれども、あるいはほかの方法でも考えられるものかもしれませんが、やはりこうした事柄が起きたことをきっかけに、明らかにしていただきたというふうに思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○下福葉(憲)大臣 今回の法改正によりまして保護司組織が法定化されますと、その公共性は一層強まるものと考えます。組織として特定の政治的立場での活動は、従前同様行うべきではない、法定後は一層そのように指導してまいりたい、このように考えます。

○上田(勇)委員 保護司会等に関する必要な事項は法務省令で定めるというふうにあるのですが、具体的な内容はこれからなのでしようけれども、そこにこうした趣旨がはつきりわかるように盛り込むというふうな考えはないのでしょうか。

○本江(孝)政府委員 法案の八条の二第四号に規定しております省令で定めることの内容といたしましては、保護司組織が、犯罪をした者の改善更生を助けることに資する福祉機関、医療機関及び教育機関等の協力の推進を図る活動等、幾つかその内容を規定する予定であります。

委員おっしゃいましたとおり、今後はなお一層、保護司組織が政治的中立性を堅持して組織運営をやつていかなければならないということは、そのとおりでございませうが、法務省規則に書かなくても理の当然でございまして、通達その他、いろいろな保護司組織との会合がございしますので、その都度明確に指導してまいりたいと考えております。

○上田(勇)委員 これまでは、保護司組織というのは任意団体であつたので、それにかかわるいろいろな規則であるとか、省令その他規則というのはなかつたのは当然のことであるというふうな思ふのでございませう、今回それが設けられるわけでありませうので、今大臣からもなお一層ということでありませうので、これをきっかけに、ぜひそれがわかるような、内容も含めた御検討をいただければというふうに要望したいと思ひます。

それで次に、実は、こうしたいろいろな報道に接すると、政治家が保護司をされている方というのは結構多いのだなというのでびっくりしまして、法務省にちよつと調べていただいたら、今保護司をされている、国会議員で十人、地方公共団体の首長さんが六十九人、地方公共団体の議員の方、これは若干議員なのかどうなのかかわからない部分もあるということですが、約七百五十名だそうでありまして、全体で八百人を超える議員の方が保護司を務めているということでありませう。

もちろん、こうした方々が人格、識見とも本當に立派な先生方であると思ふのでありますけれども、一つは、保護司の要件に、職務の遂行に必要な時間的余裕が十分あるというふうなこともあるのでございませう、本當に議員を務めながらそういうことができるのだろうか、そういう要件を満たすのだろうか。特に、首長さんや国会議員であればかなり難しいのじやないのかというのが本當のところでありませう、政治家が保護司会の中で活動されておりますと、その会の、先ほどから問題になっている政治的中立性の確保についてもい

ろいろ難しい面もあるのではないかと、いろいろに、これは率直な気持ちであります。

また、私の知り合いの保護司の方でも、どうしてもやはり同じ保護司会に所属している議員がいれば、後援会の会合の出席だとかパーティー券の購入を頼まれることもあるし、おつき合いで応じることもあるというふうなこともおっしゃっていました。その最初の意図はともかくといたしまして、そうした保護司組織を政治的に利用するということに結果なっているということもあるのではないかと、このように思います。

それで、私も初め、そのために、そういう公職にある政治家については、在職中は保護司の職務の性格上から見ても委嘱を控えるべきではないのかというふうに見ても委嘱を控えるべきではないのかと法務省さんの方から説得もされまして、それはなかなか、確かにこれだけの人数がいると、その人たちが全部だめだというのは難しいというのには理解できることでもあるのですが、少なくとも保護司を務める議員の方には、やはり保護司組織というの、先ほどから出ているように、政治的には厳に中立であるのだということ、それから保護司組織はいかなる形でも政治的には利用しないのだということ、また組織の中では政治的意図を持って活動はしないというふうなことをぜひ徹底していただきたというふうに思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○本江(孝)政府委員 保護司法には、委員おっしゃいましたとおり、熱意と時間的余裕があることというの、一つの具備条件になっているところがございます。

委員の御指摘は、多忙な人はその時間的余裕がないから保護司としていかなるものかということでございますけれども、実際に保護司をやつていただいている方々は、地域のために大変忙しかつたさまざまな役割を果たしておられまして、幅広い活動をされておられますだけに、一層また忙しくなる。そういう多忙な中で、更生保護の理念に賛同して、そのための活動に相当の時間を割いてい

保護司をお願いしている政治家の方であっても、実際に保護観察事件を担当されておられる方々の方でもありますし、国会議員の方でも事件を担当して下さっている方もおられます。あるいは、そういう事件を直接担当されなくても、先ほど申し上げたとおり、犯罪予防活動の面で先頭に立って街頭に立っていただくようなこともございます。

犯した者の、判決を受けた後の改善更生に關して  
 一般國民の理解が得にくい分野で、国権の最高機  
 関である国会議員の方が仮に保護司を務めてくだ  
 さつているとすれば、それだけで、一般には非常  
 に大切な職務であることが國民の皆さんにもわか  
 りますし、保護司の皆さん方にも安心して保護司  
 の道を歩んでいただけたらというような効果もござ  
 います。

ただ、何の活動もしないでただ保護司の身分だけというようなことではあるいは困るのかもしれないが、実際にさまざまな分野で御活躍を願っていますのでありまして、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、パーティー券の購入を頼まれるというようなことがもしあるとしても、それは、保護司の個々、個人の政治的な自由と保護司組織の中立性ととの板挟みという一般的な問題に帰するわけでございまして、ただそのことのみをもつて政治家が保護司になつては困るというようには私どもは考えてはおりません。

また、保護司組織の長につきましては、これは申し上げるまでもなく保護司組織の自主的な判断によつて選任されているものでございますが、更生保護の中核である保護司組織の全国の長となることにふさわしい人格、識見を備えた方をお迎えしているというのも事実であらうと考えております。全国保護司連盟に関しましては、歴代、国会議員の方に会長を務めていただいている次第でございます。

保護司の接する方々というのは、対象者になる場合は、どうしてもその対象者やその家族の方々がいろいろな影響を受けるわけでありますので、その点、先ほどから大臣初め政治的中立性ということを訴えておられますので、その辺は、それが現実の意味においても担保できるような形をこれから整備していただきたいということを最後に御要望して、質問を終わらせていただきます。

○安倍(基)委員 この改正そのものは、私は前向きでいいと思うのですけれども、ただ、ちよつと基本問題がある程度あるだろうと思いますので。

説明にも、この制度はたぐいまれな制度である  
 というような説明もしておりますが、まさに、日  
 本はボランティアが少ない少ないところと  
 で、これは本当に大きなボランティアだな、これ  
 だけのボランティアがあるのかなという気がしま  
 すが、反面、こういった問題をすべてボランティア  
 に任せておんぶしていいのかなという問題  
 もないわけではない。

これは、どの国でも似たような問題があると思  
いますけれども、諸外国、そういったところで、私  
が聞くところによりますと、これはむしろ公務員  
が直接やっているという国もあるようでございま  
すけれども、特に欧米においてこういった活動を  
だれにやらせているのかということについて、簡  
単な御説明をしていただきたいと思います。

○本江政府委員 私ども、欧米を初め諸外国の更生保護に関する制度についてそう詳しく調べているわけではないので申しわけございませんけれども、現在まで承知いたしておりますところによりますと、欧米諸国の中ではスウェーデンに我が国の保護司制度によく似た制度があるというように

その理由としては、つまびらかなところはわかりませんけれども、我が国の制度が、保護観察というのは刑の執行猶予や仮出獄に伴う付随的な措置であるというのに対して、アメリカやイギリスなどのように保護観察が独立した刑罰だ、つまり刑罰の執行だということが大きく影響しているのではないかと言われております。

「ごさいます。それは最後にまた大臣の考えをお聞きしましょう。」

違つておりまして、最近の統計によりまして、例えは殺人事件では、人口十万人当たり日本が約一件に対してアメリカでは八件から九件ぐらゐ起つてゐる。あるいは強盗事件に関しては、人口十万人当たり日本は年間約二件の発生率でありまして、アメリカでは二百三十五件とか二百三十七件も発生しているという状況でございますし、私どもが承知している統計によりますと、一九九六年末の保護観察事件の係属件数が、連邦政府では三万四千三百一人、州政府においては全州合わせると三百十四万六千人というような、保護観察事件そのものの数字が日本に比べると格段に違つて

第二に、そうすると、ボランティアであるこの保護司のいわゆる負担ですね、大体どのぐらいの負担といえますか、何人ぐらい面倒を見ているとか、それから地域的にどうかという問題もあるのをごさいますけれども、この定員と負担との関係、一人当て大体何件くらい請け負っているのか。それから、これは無報酬でございますけれども、実費弁済というものもあるらしいのでございますが、一人当て年間大体どのくらい、報酬ではないにしても、いろいろな経費がかかりましようけれども、それを受けているのか。その辺のお話をちよつと御説明願えますか。

日本では、ある時点で保護観察事件を切つてみますと、現在のところ大体六万四千件ぐらいで推移している状況でございます。こういう犯罪情勢の推移が、こういう刑事司法制度のあり方にも大きく影響しているのではないかと考えている次第でございます。

○本江政府委員　保護司には日夜大変御尽力をいただいているわけでございます。

保護司一人当たりの担当事件数は、平成九年末において、保護観察については約一・三件、環境調整事件については〇・九件となっております。また、取扱事件数で平成九年度について申し上げますと、保護観察事件については年間約二件という

○安倍(基)委員 我が国は件数が少ないというのはいいことでございますし、保護観察がそれだけにまくわくしているということかもしれませんけれども、これからだんだんと犯罪が多発する可

ことでございます。環境調整事件については約一・五件ということになっております。

実費弁償金については、事件の難易度によって一月幾らという計算でお出しをしているわけであ

りますが、平均いたしますと、年間を通じて一人約六万八千円ということになります。その主たるところは、保護司は対象者の家を往訪と申しまして訪ねて生活状況を見るという仕事もございまして、それから毎月一回対象者に会ってその状況を保護観察所長に知らせなければならぬ、報告義務を負っております。そういうことを合わせますと、それぐらいの金額では実際には赤字だということになりますけれども、現在のところその程度の実費弁償を出している、こういうことでございます。

○安倍(基)委員 一人一件ちょっとという非常に少ないように感じるわけですが、その中でも、それは相手によっては非常に難しい案件もあれば易しいものもありましようし、また地域的なばらつきが随分あるのじやないかなと私は思います。名前だけでほとんどそういった請け負う人がいない、案件がないケースもあれば、一人で何件も受け持つ。

この保護司の定数というが、それと一人当りの負担、ある程度時と場合によって修正しているのだと思いますが、保護司の数字は法制定以来余り動いていないような話もございしますが、その辺はどう調整しているのですか。

現在、少なくともこういった観察案件はそんなにべらぼうにふえているわけではないようでございますけれども、今後犯罪も多発するだろうし、何か聞くところによると、なかなか地域的な配分が、要するに、昔つくった配分で余り変わっていない、実態に比べて余り動いていないというようなことも聞いております。

でございしますから、いわばどのぐらいの定数でやっておられて、どうやって現状に合わせているのか。それぞれの負担が一、幾らとありますけれども、各地区によってそれぞれある程度負担の多い少ないの調査があるのかどうか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

○本江政府委員 委員おっしゃいましたとおり、地域によって特定の保護司に担当事件が集中する

ということもあると聞いております。私の聞いたところでは、一人で六件ぐらい持たざるを得ない状況になったということがたまにはある、こう聞いております。

保護司の定数の問題でございしますが、この定数は、保護司法の二条二項によって定員は五万二千五百人と定められております。これを法務大臣が都道府県の区域を分けて定める保護区ごとに、土地の人口、経済情勢、犯罪の状況その他の事情を考慮して定めることとなっております。

実際には、この法務大臣の権限は、全国に八カ所ございします地方更生保護委員会に委任されております。そして、この地方更生保護委員会が常時各保護区の人口の増減や保護観察事件の増減等を見ながら、状況を見て配分を変えているわけでございます。

北海道とか東北とかそういうブロック別及び各都道府県別に見ますと、現行の保護司法が制定された昭和二十五年以来、都市化による人口移動に伴いまして、ブロック別の保護司定数を見直したのが三回、都道府県別の保護司定数については、ブロック別の見直しを行った際に行ったのを合わせて合計八回の見直しを行っているところでございます。

○安倍(基)委員 今の地域別の負担の多いところとか少ないところという調査はちゃんとしているのですかね。

それからまた、聞くところによりますと、ブロック別の定数はほとんど変わらないうで、どちらかといいますとその中で調整している。一遍つくったものの中で、それはそれぞれ都市の犯罪が多くなったら都市へ移動してということがございしますけれども、ブロックそのものの、北海道とか中部とか、そういう数字はほとんど変わっていないと聞いていますけれども、その辺は実情に依拠してもう少し、例えば都会地域では、要するに案件が多ければ少しふやすとか、そういう措置が講じられてもいいのじやないか。

局がやっているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○本江政府委員 現在私の手元にございします統計数によりますと、事件数の減少が著しい庁として昭和六十三年末、平成九年末、それぞれ調査をしてございします。横浜、松江、大分、甲府などが減少が著しい庁ととらえられております。また、増加している庁として、熊本、仙台、宮崎、和歌山等が昭和六十三年と九年末にとらえられております。こういう状況を常時把握してございまして、全国の委員長会合、あるいは各管内の保護観察所長会合を頻りに開催しておりますので、その中で、実際に大変困難な状況が生じているときにはその都度状況が把握できるものと考えております。

ただ、この定員の配分は、保護観察事件数あるいは環境調整事件数のみによって行われるのではなくて、例えば非常に保護司数の少ない、あるいは事件数の少ない保護区であっても、犯罪予防活動を行う上で、あるいは組織運営の上で、余り減少させて二十人以下にするというようなことだと、かえって保護司組織を中心とした保護司の活動に停滞を来すということにもなりかねませんので、各般の状況を勘案しながら常時監視して、困難が生じた都度正されていっているものと考えております。

○安倍(基)委員 絶えず弾力的にやっているとおっしゃるけれども、ブロック別の配分というのはずっとほとんど変わっていないのですよ。関東とか近畿とか、その内部ではある程度調整しているけれども、全体のブロック別の数字というのはほとんど変わっていない。

これは大臣、定数というのが法制定ごろとほとんど変わらないうで、しかも各ブロック別のいわば配分はほとんど変えていない。たまにしか変えない。今おっしゃるような、各地区それぞれあれがあるとおっしゃるけれども、何十年ほとんど変わっていないということは、まさにちよつとおかしいのです。

やはりこういう保護司制度をボランティアに頼みながらも、何というか、非常に件数の多いところも出てくるし、全く名前だけのものも出てくる。そういうところに対してもう少し、絶えず注意を配りながらやっていくべきじやないかと思ひます。

この点、定数がほとんど立法以来変わっていない。予算が変わっていない。しかも、実費弁償といつても、これはほとんど頭割りに近い形で、しかも年間六万円くらいです。それはまあ名譽職だから、つまりみんなボランティアなんだからということもあるけれども、いささかその辺、甘え過ぎているのじやないかなという気がします。

そういった意味で、定数がほとんど変わっていない。ブロック別も変わっていない。実費弁償も少しづつ上げていこうというけれども、ちよつとボランティアに甘え過ぎているのじやないかと思ひますけれども、大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○下福葉國務大臣 定数は、委員御承知のとおり、現在五万二千五百名ということで、充足率が九〇%ちょっとということなんですと推移いたしておるわけでございます。

今回、定数の問題も法改正の際にどうだろうかというところで議論したことは事実でございますが、今申し上げましたような状況でございしますので、定数そのものをいじる必要はなからうというのが一つの判断でございします。

委員御指摘のとおり、各ブロックあるいは都道府県間の問題について、この辺のところは御指摘のとおりだろうと思ひます。

したがって、案件のみならず、保護司さんはいろいろな仕事もございしますので、その辺のところをどういふふうに総合的に検討して、そして定数の配分の問題等々につきましても、これはやはりある一定の期間ごとに検討すべき問題じやないかろうか、このように思ひます。したがって、その辺は検討するようにいたしたいと思ひます。

それからもう一点、実費弁償の金額の問題でございしますが、これも、全国の篤志家の方々が大変生きがいを感じて、ボランティアということで



お仕事をさせていただいているわけでございまして、中には実費弁償の問題についてすら、そういうような気持ちでやっているといるんじゃないというふうなことで、頭の下がるようなお話も私自身も承っております。

だから、その気持ちは大変ありがたいと思いますが、それは尊重しなければならぬと思いますが、お願いする私どもの立場からすれば、やはりできるだけ実費弁償の、幾らボランティアといっても実費に値するだけの面側は見させていたいただきたいというのが我々の気持ちでございます。

発足当初といいますが、昭和四十三年当初、三十年前でございますが、これに比べますと四倍ほど上がっていることは事実でございますけれども、それで決して満足だとは思いません。そういうようなつもりで、年々、その辺のところは私どもの仕事だと思っておりますので、自覚しながらひとつ努力してまいりたい、このように思います。

○安倍(基)委員 ボランティアの気持ちを尊重するということはあるのでしょうか、ある意味からいうと、これは、もし犯罪がだんだんと凶悪化してきますと、ある程度身の危険もあるような職業なんですよ。

ちよつと私、それと関連しまして、保護司と似たような形、民生委員とか人権擁護委員とかいろいろありますね。聞いてみますと、どうも民生委員というのにはむしろ都道府県が面倒を見ているとか、中央から交付金を渡して、交付金をもった府県は、それをそのまま渡す場合もあるし、オンして渡す場合もあるし、いろいろケースはあるようでございまして、いわゆる通常のほかの委員、ボランティアに頼んでおるのに比較してどういう差があるのか、その辺について、簡単な御説明をしていただきたいと思います。

○樋口説明員 先生お尋ねの民生委員でございますけれども、民生委員につきましては、民生委員法第十条によりまして名誉職とされておるわけでございます。報酬は支給されませんけれども、活動のための実費弁償費といたしまして、保護司の

実費弁償費の伸び等に準じて算定されました額が地方交付税に計上されているわけでございます。この地方交付税により手当てされます実費弁償費の金額につきましては、近年は毎年千円ずつ増額を行っております。平成九年度の民生委員、児童委員の手当額は年額五万九千円となっているわけでございます。

○安倍(基)委員 それに、地方公共団体がオンをしたりしているのじゃないのですか。

○樋口説明員 ただいまお尋ねの件でございますけれども、地方交付税に算定されておりますのは五万九千円でございますが、地方公共団体のによりましては、その地域の事情によりましてこの額に上乗せをして支給しているというような地方自治体もあるのは、先生御指摘のとおりでございます。

○安倍(基)委員 その辺の実態は、ある程度把握しているのでしょうか。

○樋口説明員 ただいまお尋ねの件でございますけれども、各地方公共団体のによりまして支給されております実際の手当額でございますが、地方交付税に単位換算されております基準額を支弁しておる地方公共団体の場合、全体で七〇・二％でございます。それ以外、市町村におきましては基準額以上の手当額となっております。

なお、民生委員の中に、総務とそれから一般民生委員、児童委員というふうな区分けがございまして、総務というのが代表といえますが取りまとめの委員でございますけれども、もう一度繰り返して申しますと、全体の中で、総務につきましては七〇・二％、それから一般民生委員、児童委員につきましては五五・二％の市区町村で基準額以上の手当額というふうになっております。ただ、その額も五万八千円から六万円でありますとか七万円でありまして、若干上乗せをしておるといふような、そういう非常に細かい区分けになっております。実態は以上のような結果でございます。

○安倍(基)委員 民生委員は非常に地方的な事務だ、片方の方は要するに国だというふうな考えで、それぞれ地方自治体の関与の度は違うようでござ

いますけれども、今度、いわば自治体との関係でいろいろ規定を設けましたね。これは、聞くところによりまして、公民館を使わせるとか、何かまことに、要するにちよつと形式的な応援みたいな感じがするように受け取るのですが、保護司というものが地域の犯罪防止に役立っているという実態は、歴然たるものなんですね。その面で、私は、地方公共団体がもう少しその責任を持つというのか、国の責任だけじゃなくて、恩恵をこうもっているという要素が随分あると思うのです。

だから、いわゆる地方公共団体の協力規定というものが、その辺はどう考えているのか。最終的には、ある程度そういったことも含めて地方公共団体が応援しようというのか、いや、法は全然そういうことを考えていない、これはやはりあくまでも国の問題であって、地方公共団体の応援というのは形式的なものなのか。いわゆる地方公共団体の協力というものをどう理解しているのか、今度の立法の趣旨ですね、それをお聞きしたいと思っております。

○本江政府委員 保護司の行っております、犯罪をした者の改善更生を導く仕事、保護司の職務といふものがそれぞれの地域の秩序の安全を図る上で大きな貢献をしていることは、委員おっしゃることとおりでございます。地方公共団体もそのことは十分に承知していると思えます。また、地方公共団体そのものが、地域の防犯を促進して地域の安全を守らなければならないという責務も負っております。したがって、委員おっしゃるとおり、お互いに連携を強めて犯罪の抑止に努めていく活動を強力に進めていかなければなりません。そのように考えております。

現在、地方公共団体から財政的な支援も行っていただいております。そのほか、例えば保護司の研修会に地方公共団体の施設を無償で供与していただいたり、そのときにバスを提供していただいたり、あるいは地方公共団体の広報紙に保護司の活動を掲載していただいたり、あるいはまた、保護司研修に地方公共団体から地域の実情につ

てのいろいろな御説明をいただくための講師を派遣していただいたり、いろいろな形で協力が行われているわけでございます。

ただ、地方公共団体が、保護司の行っております国の行う更生保護の分野に協力することができるといふ規定がどういふわけか欠如してございまして、このことが双方の連携を強化する上で妨げになっているというところで今回の改正を図った次第でございます。

ただ、財政的な支援については、地方自治法の二百三十二条の二という条文がございまして、これは、地方公共団体は、地域の公益に寄与する場合には、寄附をすることができるといふ条文がございまして、これは根拠規定がございまして、現実、程度の差はいろいろございまして、地方公共団体からもいろいろ御寄附をいただいているということでございます。したがって、今回の協力規定については、財政的支援以外の分野についての協力をすることができるといふ趣旨で規定したものでございます。

○安倍(基)委員 ある意味からいえば、協力しなければならぬという感じがするべきなんです。本来は、もともとは自分たちがそれを受益するわけですから。どうもこの辺、何か国のやることで、人ごとのような感じを受けるわけですね。この辺、どうでしょうね、大臣。今度の立法の趣旨そのものはそこまで立ち入っていないにしても、地域の犯罪というのに対して、これから非常に大きな問題が起ってくる。

さつき外国の例で出ましたように、犯罪件数もふえる可能性もありますし、これから少年犯罪はどうなるか、少年法の関係もあります。保護観察事件がどんどんふえる可能性もあるし、それに、恩典を受けるのは公共団体なんです。その辺も少し踏み込んだ、協力できるというのではなくて、しなければならぬというふうな感じで、財政的にどうなるか、それをどこまでどうするかという問題もありますけれども、さっきの実費弁償ということも含めて、これは今までどおりでい

いのだろうか、国と地方との関係及び実費弁償費の問題。ほかの国では何万人かの人間を公務員で使っているというのを踏まえて、この保護司制度という考え方が基本的にこのままでいけるのかどうかという危惧もあるのです。本場にボランティアの気持ちはありがたい。

それとともに一つ、犯罪がだんだん凶悪化してきたり、シンナーを使うとかいろいろしてきますと、保護司というものは身の危険があるのではないかと。

ちよつと最後に、大臣の御意見を聞く前に、保護司にそういった事故があったのかどうか、その事故に対してどういう立場から、保護司を守るような制度があるのかどうか、若干私も聞いてはおりますけれども、その事件がまたどう扱われたのか。

何か公務員というのが、接触しているときだけが公務という話も聞きますが、いろいろな関係で半ば公務員に準ずるようなことをやっているわけで、しかも、もし保護司が危害でも受けたら一般よりもむしろ加重というか、絶対彼らは守られるんだよという安心感を与えるべきなんです。保護観察というのは、保護司を慕って来るから事件は起こらぬという話をみんな言うのですけれども、これから麻薬とか覚せい剤とか始まりますと、こういう危険が生じるかわからない。

民生委員の比ではないのですよ。民生委員は手当てをしていけばいいのですけれども、保護司というのは万が一、犯罪によつては本人の危険さである。それを全くボランティアに任せているのはどうかな。しかも、危険があったときには保護司は完全に保護されるのだ、人一倍保護されるのだというくらいの手厚い規定あるいは取り扱いがなければ、これから対処できないのではないかと思います。

この点、過去のケースと、保護司の法的地位というか保護司が保護されるというか、その辺について一言お聞かせいただきたいと思ひます。

○本江政府委員 おっしゃるとおり、保護司は、

ある意味では大変危険で困難な職務をやっていたに違いないわけがございます。私どもが把握しております中で刑事事件に発展したものとしましては、次の二件がございます。

一件は、昭和三十九年に北海道で、保護観察つき執行猶予者が、保護観察を終了した後に担当保護司から、本人が刃物を持ち歩いていたとの風聞について聞いたたがされて注意を受けたことに立腹して保護司の腹部を包丁で突き刺し殺害したという事件がございました。この事件は、起訴されまして、懲役十年になっております。

またもう一件は、平成七年に東京都において、環境調整のため引受人宅を訪問した保護司が、飲酒中の引受人から殴打され顔面に一週間の傷害を負った事件がございました。これについても、刑事処分、罰金処分に処せられております。

このほかに、刑事事件にはならないまでも、保護司が保護観察対象者から暴行を受けて負傷した事件は何件ありますが、正確には把握しておりません。また、このほかに、私が直接聞いた話でも、夜間に対象者が包丁を持って家に押しかけてきて、だんなさんのその保護司を殺すと言つてわめいたという事件があったことを聞いております。

そういう意味で、非常に危険な職務に従事していただいているということ、私どもは常日ごろから大変感謝しているところでございます。

○安倍(基)委員 大臣、保護司の保護と言つては悪いけれども、保護司の安全ということについてはそれなりの、保護司に対して何かやれば罪が加重されるのだというふうな取り扱いがむしろ必要なのではないか。時間もなくなつてきましたから、この点をまずお聞きしておきたいと思ひます。

大臣、保護司の権威を保ち安全を保持する、または公務員扱いでしようけれども、通常の公務員よりもっと保護してもらわなければいかぬくらいです。実際のところ、しかもボランティアです。この点はどうお考えですか。

○下稲葉國務大臣 ボランティアで活動していただいているわけですが、そういうような活動は公務になるわけでございます。したがって、当然、公務災害、法の適用を受けると思ひますし、等々の措置があるかと思ひますが、今御指摘の点についてはさらに十分検討を深めてまいりたい、このように思ひます。

○安倍(基)委員 私が言っているのは、要するに公務員以上の防衛をしてもらわなければいかぬので、公務だから公務員並みの保護というのでは足らぬわけですから、ある意味からいへば、お願いしているわけですから。

最後に、冒頭のあれと重なりますけれども、これから犯罪がふえてくる可能性もある、しかも凶悪化する可能性もある。そうすると、案件によつては、保護司には気の毒だ、危ない、むしろちゃんと公務員が扱ふべき案件だ、さっきの専門の人間です。そういうことの区分も必要なのではないか。このままで、保護司制度というの、これからこのままでやっていくのかどうか。

アメリカのようにすごい犯罪がふえて、ふえないのがあるにすぎないのですけれども、ふえないことを保護司がやってくれているわけですから、これをしかりこれからいろいろ問題が起こつてくる。例えば外国人なんかも、結構不法在留の外人の犯罪率が多いという話もこの前出ました。

こう考えていきますと、国際化時代に日本も、今まで日本というのは安全だ安全だという話で、保護司も非常に温情でもってそれで更生するといふのが多かった。犯罪の中心によつては、保護観察の中心によつては、保護司にお願ひするものと公務員がやるものとはつきりと分けるべきではないか。

それからもう一つ、保護司に対しては通常以上の保護という権威を与えて、彼に絶対手出しはできないよというふうな規定を設けないと、さっき保護司になり手がないという話もありましたが、なり手がないというのは、要するに何もお金でなくて、ボランティアでやるという気持

ちはあるにしても、相当今の時代は、年間六万円で本場に面倒くさいことをやってくれるという人はだんだん減つてきますよ、率直に言つて。ちよつとその辺、これから保護司のあり方についてもう少し基本的な検討をしなくてはならないかと思ひますが、大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○下稲葉國務大臣 先ほどの最初の質問に地方公共団体との関係がちよつとございましたので触れさせていただきますが、現在全国に三千三百の地方公共団体がございまして、保護司とかかわりは大変四角がございまして、地方公共団体自身が、平穩な社会生活を行ひ得るということがあらゆる活動の基盤であるというふうなことから、大衆御理解を示して、先ほど政府委員から報告がありまして、必すしもそうでないところが実はあるわけでございます。

そういうふうな面につきまして今度法定化することによつて、私はそれ相当の前進だ、このように思ひます。委員は、まだ十分ではないか、こうおっしゃるのですけれども、まず私は一つの前進だと思ひまして、そういうふうな形で地方公共団体との連携を密にして進めていき、それなりの実績を上げることができるとはならないかということをお願いいたしております。

それから、今御質問ございました問題でございますが、なかなか難しい問題でございますけれども、現在、保護局の傘下の職員が約千四百名くらいでございまして、そういうふうな人たちの中で、約五万名の保護司の方々の御協力をいただいているという実態でございます。

そこで、いわゆる矯正施設から出てきた人たちが今度対象になるわけでございますが、そういうふうな人たちに、公務員といひますか、国家公務員の人たちが接触するといふふうなことは、一面では矯正施設の延長ではないかという印象を与える面もないわけではない。ところが、地域、志家の人たちが中心になつて、その地域との連携



においていろいろな心配をしていた。就職の心配から始まりまして、その辺の、日本の文化と申しますか、純風美俗と申しますか、そういうふうな側面は大変私は貴重なものではなからうか、そういうふうに思います。

そういうふうな意味で今回の法改正をお願いいたしまして、今まで任意団体であつたものを法律の根拠を与えて、そしてより積極的な活動というものを、地域ぐるみ、そして地方公共団体の御協力も得ながらやってまいりたいというふうなことでございますし、お話のように、犯罪の凶悪化なりなんなりということでは対応が難しくなる面もあるうかと思ひますが、その辺のところは十分連携を保ちつつ、また知恵を出しながら推進してまいりたいと思ひますし、ぜひひとつこの法律改正の趣旨を御理解願ひたい、このように思います。

○安倍善委員 時間がないのですけれども、最後の今の話で、やはり純風美俗もいいのですけれども、それならそれで、六万のあれでもって凶悪の犯罪者のあれを扱えというのもちよつと行き過ぎなので、そういう民間のあれを使うのだったら、特に危険のあるような場合には保護規定をきつと設けたり、ある程度実費弁償の、年間六万円くらいでそういう危険にさらすということは問題があるわけですよ。だから、完全に公務員の延長というのではなくても、中間的なものでもいいけれども、もう少し知恵を出さなくてはいけないのではないかと思います。

時間もありませんからこれでやめますけれども、やはり基本的な、もう一遍考え直す要素があるのではないかと思います。

では、終わります。

○笹川委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

私も、現在保護司の皆さんが果たしている役割というのは非常に大きいものがあると思ひます。提案理由説明にもありますように、特に、無報酬で補導援助している世界にたいいまれな制度とあ

りますが、そういう役割を現場では果たしていると思ひます。

また、提案理由の説明にありますように、人材確保が難しくなつてきている。処遇困難な対象者が増加して、保護司の負担が増しているということも事実でありますから、組織的な支援体制の強化が大事だと考えます。

それで、本法の第一の柱である保護司の役割を明確化するという点も、賛成であります。一つだけ気になるのは、調査局の皆さんがつくられた資料によりまして、現場の保護司の皆さんが必ずしもこれに賛同していないということ、それが気がかりであります。

保護局調査連絡課が行つた「保護司制度に関する調査結果について」と題する調査結果であります。保護司法に保護司の職務に関する規定を設けることに對して、これは一般保護司の皆さんに對する調査によると、何と四六・三％の一般保護司の皆さんがそういう規定を新たに設ける必要はないと答えている。新たに設ける必要があるというのはわずか二六・六％にすぎないという結果になつていゝのです。平成八年十二月から平成九年一月までの、最近の調査です。保護司会の幹部の皆さんの調査結果は逆ですが、実際に保護活動をしている皆さんはこういう意見。

なぜみずからの職務についてそういう規定を設けることに反対か。設ける必要がないとした理由として、現行で不都合がないというのと、自主性を失うというのを挙げているのです。そこが私は一番気になるところであります。

保護司法の第一条に、再三言われておりますように、保護司の皆さんは社会奉仕の精神を持ってやつて、保護司のいわゆるボランティアだ、それが、やはり保護司の皆さんがこの職務に当たつて非常に大きな役割を果たしているのだらう。それは自主性、創造性だと思つてゐるのです。

本改正によつて保護司の役割が法定化される、明確化される。非常にいいことだと思つたのですが、それは、結果、逆に、任務はどうなるかといひます

と、二つに分けられまして、一つは、地方更生保護委員会、保護観察所の長から指定を受けてその所掌に属する事務に従事すること、二つ目、保護司会の計画に従ひ、当該保護観察所の所掌に属するものに従事するという任務になるわけですね。

ですから、非常に組織が明確化して、任務が明確化すると、その保護観察所の長からの指示命令、指揮監督、これが非常に強烈に上から下に出てくるのだらうか。そうすると、そのボランティアの精神というが、自主性、自発性という問題との関係、そこがやはり気になるところであります。その辺の基本をどう考えているのか、お聞きしたいと思つたのです。

○本江政府委員 委員おっしゃいましたように、アンケート結果では、保護司の職務についての規定を設けることに反対の者が、特に幹部以外の者の中には多かったということも事実でございます。

ただ、この保護司法の改正作業に本格的に取りかかったのは、一昨年の九月に保護司会の代表者の皆さん方と保護局との間で検討委員会を設けたときからでございます。以後、保護司の代表者の方々と我々と合計六回にわたつていろいろ議論を重ねて、今回の改正案にこぎつけたわけでございます。

先ほどおっしゃいましたアンケートは、その比較的早い時期、一昨年の十二月に実施したアンケートでございます。そのアンケート結果に基づいていろいろ検討がなされたということでございます。

幹部以外の皆さん方が比較的に保護司の職務の規定を設けることにそれほど賛成されなかったのは、當時はまだ議論が始まつたばかりで、保護司の職務についての規定を設けると、委員おっしゃつたとおり、保護司に對するいろいろ規制が強まるのではないかと御心配をされたやうでございます。そのことは、検討の過程で何回も重々議論を重ねました。

その結果として、やはり保護司の民間性、自主性というものを大切にしていかなければならぬということも踏まえて、まず、主として犯罪予防活動、社会資源開拓推進活動等の分野について、保護司会の方で年間の活動計画を立てていただくということを大切にいたしまして、その保護司会が立てた計画を保護観察所長に提出していただく、保護観察所長が承認すればそれを公務とみなすという制度に落ちついたわけでございます。

保護司会が計画を立てられれば何でも公務になるのかというと、なかなかそういうわけでもございませんで、保護司会の方では、年間活動計画も立案されますが、いろいろ旅行会等の懇親の会も計画を立てられます。したがつて、自分たちの懇親とかそういう私的なものを除いて、活動計画を保護観察所長の方に提出していただいて、それに承認を与えればそれを公務とするということにしたわけでございます。そして、これは現在も、もう既に全国的に毎年行われていることでありまして、それをむしろ制度化したにすぎないということでございます。

今後とも、そういう過程でいたずらに保護観察所長からの監督を強めて保護司の民間性、自主性を阻害するようなことのないように指導してまいりたいと思ひます。

○木島委員 ボランティア精神を發揮して自主的にしつかり活動していただくということ、今の社会的な要請を受けてしつかり仕事をやるというのは、なかなか両立させるのは難しいところかと思つたのですが、その辺、両にらみをして、しつかりと行政に当たつていただきたいと思います。それで、要望しておきたいと思ひます。

その関連で、先ほど同僚委員からも指摘がありました。粕谷議員の政治資金パーティー券の購入問題について、組織ぐるみでこのパーティー券が購入されたのじやないかという疑いは私は持つてゐるわけですが、やはり重大な問題だつたと思つたわけであり。参議院の法務委員会が我が党の橋本議員がこの問題を取り上げたときに、法務

大臣から調査を約束されたわけでありました。

新聞報道によりますと、保護司連盟の事務局は「東京、千葉、埼玉、神奈川の地区保護司会会長などに百通余の出席案内を送り、東京では各地区会からそれぞれ二人の出席を要請した、こういう記載がございまして、調べてみますと、東京、浦和、横浜、千葉、いわゆる首都圏の地区保護司会は百二十三でありまして、一体どんな状況だったのか、数字を含めて御報告いただけますか。

○本江政府委員 先ほど御説明いたしましたとおり、全国保護司連盟事務局という名称で合計百八十通の文書を出したということでございます。配付先は、全国保護司連盟の東京在住の幹部、それから東京保護司連盟の幹部、首都圏の保護司連盟幹部、そういうことでございまして、

○木島委員 私はここに、平成十年一月吉日、社団法人全国保護司連盟事務局が各位あてに出した案内状を持っていますわけでありまして、「東京管内の地区保護司会会長の方におかれては、案内状を二通送付しましたので、貴台のほかに、他に適当な方を一名選んでいただき、その方に御回付されて、地区会から二名御出席いただければ幸いです」と書かれております。そして、その文書には、

「なお、このことにつきましては、東京保護司会連盟岩田昌司会長、東京更生保護婦人連盟鈴木すみ江会長などの方々の御了承をいただいております。」「このまで記載してあります。

やはり、上から組織の力で、一単位会一人出よという、事実上の指示のような文書であるわけでありまして、本当にゆゆしい問題だと思つてわけがあります。

保護司の皆さんはボランティアであります、準公務員であります。基本的に国家公務員法が適用されますが、先ほど論議にありましたように、政治活動の自由は完全に保障されている、そこは普通の公務員と違うわけでありまして、個々の保護司さんの政治活動は完全に自由だし、それはどんなことがあっても法務省は守り抜かなければい

かぬと思うのです。しかし、会が上からこういう形で特定の政治家のパーティーに参加を要請するということ、万が一組織が絡ぐるみ特定政治家によって私物化されるようなことがあつては断じてならぬと思つてわけでありまして、保護司が何人出席したのか、実情をつかんでおりますか。

○本江政府委員 全保連の事務局の方がこういう文書を出したのは、先ほど詳細に御説明いたしましたとおり、全保連の会長が国会議員二十五年の在職の表彰の榮譽に浴されたということ、保護司会としてもお祝いをしたいという気持ちで、こういう行動をとったのでございまして、事務局という名称で配付したことは大変うかつであつたというふうに申しているところでございます。

そういう状況でございますので、配付はしたものの、何人参加したというところまで事務局の方でも把握していないのでございまして、したがって、私どももよくわかりません。

○木島委員 法務省の保護司の幹部の皆さんはこのパーティーには参加しておりませんかでしょう。

○本江政府委員 私どもも保護司連盟には大変お世話になつていて次第でございまして、私が参加しましたが、保護司の課長が一、二参加したかとも思いますが、一緒に行つたわけではありませんので、確たることはわかりません。恐らく、一、二の課長が参加したのだらうと思ひます。

○木島委員 社団法人全国保護司連盟が特に東京在住を中心にしていることをやめたことについて、法務省保護司局は関与しておりませんかでしょう。

○本江政府委員 この会長の祝賀パーティーが開かれることは承知しておりますが、まさか全保連事務局の名称でそのような文書を送るといふことは全く知りませんでした。先般、参議院の橋本議員の御質問があつた前日に、橋本議員から教えられて知つたような状況でございまして、

○木島委員 社団法人全国保護司連盟というのは、民法上の公益法人ですね。所管官庁は法務省で

しょう。法律上、監督責任はやはり法務省にあるわけですね。今、率直に言つて、国の行政官庁が所轄しておる公益法人、これが實際上政治的に利用されるというところが各役所で大問題になつていて私は思つたのです。建設省なんかもうそういう事件がありました。

ですから、そんな形で役所が所管している公益法人が特定の政治家の政治活動のために使われるようなこと、これはきちつと襟を正してやめさせることが今求められていると思うのです。衆議院選挙なんかあつて小選挙区制になりましたと、ますますそういう状況が強まっていると私は思わざるを得ないのです。

それだけに、先ほど法務大臣からまことに遺憾、残念という言葉がございましたが、その辺のけじめをきちつと徹底するというのが法務省内、またこの保護司連盟との関係でも求められていると思うので、私、そういう観点から、重ねてこの問題についての法務大臣の所感を御答弁いただきたいと思つたのです。

○下村閣内務大臣 全国保護司連盟が組織として政治活動を行う、これはあつてはならぬこととございまして、今御指摘のようなことがあつたのは大変軽率でございまして、遺憾でございまして。このようなことが再び発生しないように徹底したいと思ひますし、どういふような歯どめができるかどうか、その辺のところも考えてみたい、このように思ひます。

○木島委員 これでこの問題の質問は終わります、念のためにお聞きしますが、この参加のパーティー券、一人一万ですが、まさか公費を使われ、保護司連盟の組織の金は使われていないでしよう。確認していただけますか。

○本江政府委員 個人のことをお聞きのことだと思ひますが、もちろん私費の、自分自身のお金で参加してございまして。

○木島委員 保護司の皆さんはどうなんですか。

○本江政府委員 保護司の参加された方が何人おられたかわかりませんが、当然私費で参加していることと思つております。詳細についてはわかりません。

○木島委員 はい。終わります。

保護司の皆さんはボランティアで、大変社会的に大きな役割を果たされている。いろいろな会議出席も自費が多いというのですね。そういう費用負担が大変だ。こういうところに対してはきちつと公費負担、国庫補助が求められていると思うのですが、今私が述べた、そんな特定政治家のパーティーにまで自費で、事実上義務的な感じで参加させられるなんというところは、そういう面からも許されなかつたと思うので、以後こんなことが絶対ないように、篇と指導はこの面では強めていただきたいと思つております。

そこで、保護司の今後のあり方を考える上で、調査室からいただいた資料に大変大きな指摘がなされておると思うのです。同志社大学法学部教授の瀬川晃先生の「保護司制度の課題」と題する文章でありまして、要するに、今保護司に求められている一つの大きな方向として専門化が必要じゃないかという指摘なんですね。

おりでございます。私どももそういう方向で目指してはおります。

ただし、例えば、現在、対象者の中には精神的に欠陥のある人、あるいは高齢者で社会福祉的な分野で手を差し伸べなければならぬような人もふえてきております。そういう場合に、精神医で保護司の方がおられればこれにこしたことはないものでありまして、また今後ともそういう努力はしていかなければならないと思いますが、そういう専門家保護司になつていただくということは並大抵のことではない。できるだけ努力はしてまいりたいと思ひます。

それと同時に、現在もう既に行つておりますのは、保護司に対して、例えば薬物事犯を犯した対象者についてはどういう精神構造にあり、心理状態について、どう導くべきか、あるいは少年問題についての保護観察のあり方等、それぞれ専門分野については、全国的に保護観察所がやつたり保護司会がやつたりして研修を充実させる方向で努力しております。現に、それはできるところからやつてきております。

おっしゃるとおり、できるだけ専門性を持った保護司を確保するように今後とも努力はしてまいりたいと思ひます。

○本島委員 瀬川教授は、保護司の皆さんの専門化の方向として三つ提案しているのですね。非常に参考になると思うのです。

その第一の提案は、保護司の選び方、選任方法の改革なんですね。

御案内のように、現在の選任方法は基本的に推薦であります。候補者の人物や力量をよく知る人々の推薦によるものだ。それは不適任者が選ばれるリスクが最も小さい、そういう意味があるわけですが、新しい人的資源の発掘に乗り出すことが今本当に求められているということ、瀬川先生は、選任方法改革の一環として公募制を採用したらどうか。

ボランティアといひますかそういう基本精神とこの公募制といひるのはどういふ形ですり合はされ

るのかよくわかりませんが、これは根本的な保護司の改革になるかと思ひます。この選任方法を思い切つて切りかえて公募にするという提案は、法務当局としてはどう受けとめておりますか。

○本江政府委員 一つの思い切つた改革の方向であり、今後検討していかなければならないと思ひますが、今まで私が直接保護司の幹部の皆様方からよく耳にいたしますことは、地域で自薦で来る人は気をつけなければならぬというふうなことで、そういう意識でとらえておられる面も一面ではございます。

ただ、そういう側面だけではなしに、確かにまじめな気持ちで自分が保護司をやつてみたいと思ひておられる方々が最近非常に多いだろうと思ひますので、今後、保護司会のそういう多くの経験者としてよく話し合つて検討していきたいと思ひます。

○本島委員 そのこととの関係で、瀬川先生は有給化といふのも一つ提起しているのですね。

これが、現実の保護司の皆さんは反対だといふのです。それはなぜかといふと、社会奉仕の精神で自分たちはやつていふのであつて、国から給料をもらひたいわけはないといふので、むしろ保護司の皆さんが有給化には乗り気ではないといふことがあるのですが、こゝまで状況が来ますとそれも考える必要があるのじやないかと思ひます。

有給化に関する法務省の考えと、それがまだ現実的でないんだとすれば、同僚委員からも指摘がありましたが、少なくとも実費弁償、実費補償、これを徹底的に充実させるということはもう不可欠だと思ひます。現状については先ほど答弁がありましたから私からは避けますが、こういう有給化の問題の法務省の考え、実費補償を充実するということについての改善の方向等について、法務当局のお考えを伺ひます。

○本江政府委員 おっしゃるとおり、大変危険で困難な仕事に日夜従事してくださつていふのでありまして、私ども、心から感謝申し上げておりますし、今後とも、条件、待遇等の充実強化に努力し

てまいりたいと思ひます。

おつしやいました報酬制については、今回の法改正の作業の過程でもちろん検討課題として上つたのでございすが、ほとんど直ちに否定されるという状況でございすが、そしてまた、長年保護司をやつてこられた方からじつりと聞いてみますと、保護司といふのは無償だからできるのだ、国から金をもらつてやつていふのだといふことが対象者にわかる、それはもう途端に保護司の職務ができないのだといふことをよくおつしやいます。そういう実感がこもつたところから出てきていふ御意見もあらうかと思ひますので、これは保護司会の皆さん方とよく検討しながらやつていかなければならない。当面は、報酬化といふことは考えておりません。

したがつて、おつしやいましたとおり、実費弁償の面で充実強化を財政当局とよく話し合つて進めていかなければならないと考えている次第でございすが、

○本島委員 国からの報酬がないからこゝそい仕事ができる、そういう立場で非常に立派な活動をされていふたくさんの保護司の皆さん、私も現実を知つておりますので、そういう気持ちを尊重しながら、なおかつ、現在保護司の皆さんに求められていふ社会的要請をどう満たしていふか、こういう局面だと思ひますので、そうであれば、本当に、実費補償といふのですか、これはもう徹底的に補償するといふことがやはり必要だと思ひます。現在の子算、余りにも少な過ぎると思ひますので、これはもう予算折衝の分野です。法務大臣に頑張つていただきたいと思ひます。

瀬川先生の二つ目の提案として、専門家のための研修システムを改善したらどうか、そして、そのためにはやはり技術的な財政措置が必要だといふのです。これは時間も手間暇もかかることだと思ひますが、そういう研修システムの改善についての展望、簡潔で結構ですからお述べいただけますか。

○本江政府委員 現在も、保護司の研修というの

は、初任者研修から始まつて、かなり数多く組まれておりまして、いろいろな分野の処遇の方法等、専門家を呼んでお話を伺ふこともあるのでございすが、そうでなくとも、保護観察官の中には大学の心理学や教育学や、いろいろなものを修めてきていふ者がおりまして、その上に、保護司さんとはやはり格段に違う数の保護観察事件を取り扱う中で保護観察官としての専門家になつていくのでございまして、保護観察官が研修でかなりいろいろな講習をしていふといふことでございすが、保護司さんの研修には、今後ともなお一層充実するべく努めてまいりたいと思ひます。

○本島委員 ありがたうございします。そういう方向でひとつ取り組んでいただきたいと思ひます。

三つ目の改革として、先生から、役割の専門化といふことの提起があるのです。保護司を専門別に分け、保護司の特性を引き出すことだ。例えば、保護観察活動中心の保護司と犯罪予防活動中心の二つに分類することも可能ではないかと、さらに、処遇内容別に、高齢者専門の保護司、女性専門の保護司などが考えられ、こういう意見があるわけですが、ボランティアで頑張つておられる保護司の皆さんとの兼ね合いです。それから、いふ面もあるかと思ひますが、この辺の現状はどうなんでしょうか。それから、こういう提起、提案に対して、将来の方向性として、法務当局としてはどんなお考えか、聞かせていただきたい。

○本江政府委員 おつしやるとおり、保護司さんによつて、保護観察事件を得意とされる方もあり、他方一般的な犯罪予防活動を得意とされる方もありまして、ある程度分かれる保護司会もあるといふように伺つております。でも、それは会に随分よるものでありまして、一般的にそうだといふわけではございません。しかし、それをそういうふうな指導していくことはなかなか難しい問題ではありまして、むしろ自然に任せたい方いいのではないかと思ひます。

私ども、現在考えておりますのは、今回、保護司

組織が法定化されますと、一層公共性が高まる、また、今回の法改正の主たる目的が保護司組織の一層の活動の充実強化ということとございまして、法定化された際には、できるだけ各保護司会に、例えば、保護司の候補者を、一生懸命努力をして情報を集めてくる部とか、あるいは犯罪予防活動を中心に行っていた部とか、あるいは社会資源開拓推進運動と言いますけれども、保護観察をやっていく上では、例えば協力雇用主とか精神病院とか福祉施設とか、そういう協力していただける施設をいろいろ開拓して、説得して回っていくという活動がございまして、こういう分野に主として従事していただく部とか、ある程度の部制をして、組織的に保護司の抱えているいろいろな活動分野を充実させてやっていくというように指導していきたいと考えております。

ただし、あくまでもボランティアの皆さん方がやっていただくことですから、画一的にお願するわけにはいかないので、それぞれの保護司会の実力なり人数なり実績なり、そういうものを見ながら、少しずつ活性化の方向に進めていけたらと考えているところでございます。

○木島委員 まだ時間はあるのですが、十二時を大きく超えておりますので、最後の質問にしたいと思うのです。

全国四万八千九百近い保護司の皆さんが、本場に大きな役割を果たしている。その皆さんの活動に対する国の予算、保護司実費弁償金が三十三億ですか、これは余りにも少な過ぎるということはどういうことかと思っております。

今いろいろな改革が提起されておりますし、また保護司の皆さんがもっと活動を強めていくためにも抜本的な予算の充実強化が求められているというところも含めまして、最後に法務大臣の方から、保護司の制度の充実強化、予算ももっと強化するということの決意も含めてお述べいただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。○下村閣内務大臣 いろいろ御指摘いただきましたが、大変勉強になりました。

全国に約五万名ほどいらっしゃるわけでございますが、この人たちは移動ができないわけでございます。地域に密着しておられます。今回の改正によりまして、地方公共団体との関係というものが法定化されます。したがって、保護司の人たちの選定につきましても、地方公共団体のお知恵もかりられるんじゃないか。

それから、保護司さんにつきましても、非常に経験の豊富な篤志家の方々も、これは大変重要な方々でございますし、それと同時に、例えば少年に対する指導といいますか、そういうような形のアプローチの人たちは、これは場合によっては若い保護司の方でもよからうというふうなことで、政府委員からも答弁いたしましたような形で総合的に考えてまいりたいと思っております。

予算の点につきましては、御指摘のとおりでございます。大変厳しい財政状況でございますが、この点につきましては、皆様方の御支援をいただきながら、私どもも一生懸命頑張つてまいりたい、このように思っています。

○木島委員 終わります。

○笹川委員長 午後三時二十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後三時二十二分開議

○笹川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。枝野幸男君。

○枝野委員 民主党の枝野でございます。

保護司法の一部を改正する法律ということで、保護司さんの活動の範囲といいますが、そういったところを広げていくって、保護司会の位置づけをはっきりさせていくという方向自体については、基本的には私も賛成の立場に立っておりますが、まず関連をいたしまして、保護司制度について幾つかお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

確認的な話になりますが、まず保護司さん、基

本的にはボランティアということで行われています。その実費弁償の一部しかなされていないという制度になっておりますが、改めて、大体どれぐらいのお金が出ているのかということをお答えいただけますでしょうか。

○本江政府委員 保護司の皆様には、保護観察に付されている者の改善更生を支援するとともに、地域の犯罪予防活動を日夜行っておりまして、大変な御尽力をいただいております。常々感謝を申し上げております。

しかし、今日の保護司活動をめぐる諸情勢の変化によりまして、保護司が活動するに当たっての物心両面の負担は年々大きくなっていくものと認識しております。

これらの事情にかんがみまして、平成十年度予算における保護司実費弁償金につきましては、前年度比約四千九百万円増の三十三億六千万円、単純に保護司一人当たり計算いたしますと約六万八千円を計上しております。

今後とも、保護司がその活動に要した費用については、適正に評価して相応の実費弁償を行うべく、財務当局の御理解のもとにその増額に努めてまいれる所存であります。

○枝野委員 これは単純には言えないのだろうと思うのですが、保護司さんが実際に保護観察を実施するに当たってかかっている実費のうち、どの程度がこの金額で賄われているというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○本江政府委員 ただいま申し上げました保護司の実費弁償費の一応の目安の内訳をいたしましては、保護司が対象者の自宅に赴いて対象者の生活状況を見る、往訪の際に必要となります交通費、さらに月一回保護観察所の方に報告をする通信費、さらには、対象者が夜昼となく訪ねてくる際に、大抵は家に招き入れた上にお茶菓子を出したり、さまざまな接遇費がかかります。そのほか事務用品等もかかります。

それらのみを計算いたしますと、昨年度の集計

で、最高度に困難な事件とされておる、私たちが言っておりますA観察事件というもので五千九百七十二円と算定しております。それに対して予算単価は五千二百円、こういうことでござい

ただ、実際にはこれ以外にも、これは常にといいわけではございませんが、いろいろ聞いておりますと、家で食事と一緒にいたり、たまには一緒に食事に連れていったり、そういうこともしばしば行われておられるようでありまして、単純には計算できないのでありますが、一応予算上はそういう計算で行っております。

○枝野委員 恐らく、その統計で出ている五千九百七十四円という話自体も、まさに一番計算しやすい部分だけの金額ではなからうかというふうに思っています。そうした場合、そこにも満たない金額しかお出しをしていない。

ボランティア、ボランティアというものの対する考え方は、若干日本国内と海外とで意識が違ったりする部分もあるようでありまして、ボランティアだからお金の負担まで全部かぶってもらいたいというのとは本来の意味ではないと思っております。報酬、それで利益を上げようという意図ではないということではボランティアな意識というものは十分に満たされる。むしろ実費に当たる部分はきちんとお出しをするというのがボランティアの原則ではないだろうか。

そうした中で、保護観察の対象になっている皆さんの更生が保護司さんの力で十分になされて、保護観察の期間がきちんと満了していく、あるいは再犯などにつながらないかということになれば、結果的には、例えば長い目で見れば社会全体のコスト、場合によつたら単純に税金の使われ方という部分だけで見ても、節約になっていくのではないだろうかというふうに思います。

そうした意味で、現在の保護司さんの実費弁償に対するこの獲得予算、獲得されている予算というもののについて、どんなふうに考えているのか、お答えをいただければと思います。

○本江政府委員 確かに、委員おっしゃるとおり、保護司が行っております保護観察という職務は、刑法の刑罰のところに書いてあったり、あるいは少年法に書いてあったりするまさに国の行う事務でありまして、そのような大変困難で危険を伴う仕事をボランティアでやっていたらだいておりまして、私も今後はとも、仮に報酬はお出ししないとしても、実費弁償の充実に最大限の努力を図っていかねばならないと考えております。

さらに、最近、少年の凶悪犯罪や薬物事犯など、保護観察に、処遇に困難を伴う事例がふえております。また、高齢者がふえておりまして、その高齢者の方々の就職あるいは家族との環境調整等さまざまな困難が生じておりますので、保護司さんには大変な御努力をいただいているわけでござい

ます。

そういうことを十分認識いたしまして、今後とも財政当局の御理解を得ながら充実に努めてまいりたいと考えております。

○枝野委員 保護司法の十一條は、「職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる」という規定になっております。これは保護司さんの側を主語にしての規定であります。が、むしろ、国はその職務を行うために要する費用を支給しなければならぬ、一部だなどということを書かないで本来はやるべきではないだろうか。なかなか今の段階ではお答えになれないだろうと思いますが、お答えを求めませんが、そうしたことも含めて。

それから、法務委員会では時々申し上げますが、特に著しいのは裁判所なので、法務省の方も、税金のむだ遣いはほとんど減らさなければならぬというのが今の時代の流れではあります。が、必要なら今の予算をきちんと要求していく、そのかわりむだなところは削っていくというめり張り、が大事だと思っております。そうした意味で、この実費弁償の部分についてはきちんと要求をしていく。法律自体を直した方がいいのだらたら、そのことも含めてきちんと対応していくということ

を要請したいというふうに思っています。

もう一点、実際の保護司さんたちの間から、あるいは保護観察所などから、こういった実費弁償の問題については声はないのかどうか。

自分のところのポケットに入る実費弁償について、少ないからもうとよこせという方方は事柄の性質上余りないものだろうと思いますが、例えば、実費弁償というものは、保護司さんたちの研究会ですとか、今回の法律で位置づけがはつきりしていく犯罪予防活動への参加費用というふうなところの費用というものは、これは保護司さん自身のポケットに入るというよりも、そういった活動費ということ、保護司さんの活動あるいは犯罪予防活動というものが充実にしていく。もうちょっと予算があればななどというよう

な声等はないのかどうか。

また、こういったいわゆる交通費、通信費等ではない犯罪予防活動や研究会などといったもの自体の活動全体についての予算等についての考え方、こういったところをお聞かせいただければと思います。

○本江政府委員 現在保護局では、全国保護司連盟を初め保護司組織との連絡会議、協議等は頻繁に行っておりまして、保護司さん方がどういう要望を持っておられるのか、ほとんど常時把握しているつもりでござい

ます。

確かに、実費弁償金の増額を図ってほしいという要望は毎年受けております。特に、委員おっしゃいましたように、犯罪予防活動の経費をもっと充実させてほしいということもござい

ます。

保護司は、個々の保護観察事件あるいは環境調整事件を担当する以外にもいわゆる組織活動、いろいろな協議会、委員会を設けたり、あるいは研修を行ったり、あるいはまた今回の法改正で目指しております保護司及び保護司組織の一層の犯罪予防活動の強化というのを考えますと、犯罪予防活動が活発になればなるほどいろいろな諸経費がかかってくることは目に見えているわけござ

います。今後ともそういう点を重視しながら、

実費弁償の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○枝野委員 ぜひこの実費弁償の問題に前向きに取り組んでいただきたいをお願いしたいと思います。

次に、先ほど御答弁の中にもございましたが、保護司さんの年齢、それから保護の対象になる人たちの年齢構成等について関連してお尋ねしたいと思います。

保護司さんの年齢が高齢化しているというふう

に聞いておりますが、具体的な状況と、それに対して法務省としてはどういった対応をとっておられるのか、あるいはどううとしておられるのか、お答えいただければと思います。

○本江政府委員 本年一月一日現在の保護司の平均年齢は六十二・九歳となっております。少年に

対する保護観察において高齢の保護司さんが一概に不適任とは申せないものの、意識、感覚のギャップが生じる危険があると言われれば、そういう問題点も確かにあるかと存じます。

しかしながら、少年に対する保護観察において、保護者を初め少年を取り巻く人々との人間関係の調整が必要であります。例えば保護者との語り合い、あるいは雇用者に理解と協力を求めるような場合、あるいはまた、少年に対して人との接し方や人間としての生き方などについて話して聞かせるような場合、そういう場合には、地域の信望が厚く、広く深い人生経験を積まれた年輩の保護司さんが大きな力を発揮されるという側面もあるの

でござい

ます。

高齢の保護司さんが必ずしも少年に対する処遇にマイナスというわけではないことも御理解いただきたいと思います。現に、保護司の幹部の皆さん方と日常的に話しておりまして、少年との意識のギャップに困るという声は非常に少のうござい

ます。

とは申しまして、平均年齢が六十二・九歳というのは確かに高齢に過ぎる。もつと活動力のあ

る若い保護司さんもたくさん入ってきていただい

て、保護司活動に参加していただくことを願って

おるわけございまして、今回の法改正によって保護司の候補者を開拓していくといいますが、候補者を発見していくことについても組織的に対応していくことが期待されております。また、地方公共団体との連携を深めることによって、地方の情報の集まる公共団体の方からいろいろな人材についての情報をいただいて、広く若い保護司の方々に参加していただけるように努めてまいりたいと考えております。

○枝野委員 現在、特に少年事犯、その更生に向けた仕事というものが、これは、保護司さんの世界に限らずこの国が真剣に取り組まなければならぬ課題だということに思っています。

そうした中で、高齢の保護司さんではだめだという話ではおっしゃるとおり全然ないと思

います。

保護司さんの役割、使命がからすると、人望のある経験豊かな方がやっていたらいいこととは非常に重要なことだと思

います。

それと同時に、最近の少年事件の背景にどんなものがあるのかといったことを考えますと、これは一つのことと割り切れる話ではありませんが、私は自身は、大きな背景として、物の考え方、あるいはもつと極端に言えば日本語の使い方の一つにしても、ジェネレーションギャップが物すごく大きいのではないだろうか。同じような日本語で会話をしているつもりでいても、世代間の違いで、同じ言葉が違った意味で実は会話をしているというよう

なことが、当然のことながらその背景にある物の考え方、思考パターンみたいなものについて、ずれというものが、さまざまな少年問題について横たわっているのではないだろうか。そんな思いをしております。

そうした意味で、少年の保護矯正という問題にさらに効果を上げていくためには、社会経験豊かな保護司さんのような立場から少年の保護、矯正、育成をしていく皆さんと、それから実際に保護観察の対象になっている少年との間を、何というの

のずれというものをつないでいくような役割というものが必要になっていくのではないかと、いうようなことを思っております。

例え話になるのかどうか分かりませんが、私の事務所は、私が今三十三で、私よりもさらに若いスタッフでやっております。うちの父が六十七で六の年で、全体を、私が東京に、地元の仕事所を見てくれているのですが、それぞれから相手に対する、つまり私より若いスタッフからうちの父に対する不満が、うちの父親からは若い連中は何を考えているかわからぬという不満が、私の方に両方から入ってくるのですが、要するに日本語がお互いに通じていない。六十代と二十代とでそんなに価値観がずれているわけなのかという点ではないのだけれども、言葉が実は通じていない、私が間に入って通訳をすると、お互い何とか、なるほどそういうことだったのかというところで納得をしたりするというようなことも実は経験しております。

特に少年事件のうちのかなりの部分は、こうした、言葉が通じない、あるいは物の考え方の発想がずれてしまっているという点に対する、ブレッシャーとか、あるいはそれに対するいら立ちとかというものが事件の背景になったりすること、もしくはないのではないだろうか。

そういった子供たちを立ち直らせるために、そういった世代の話が理解をでき、なおかつ保護司さんのような社会経験、人生経験豊かな人たちの話も理解をできるというようなパイプ役がいるという点ではかなり違うのではないだろうか。

極端な例を挙げれば、現実には少年の保護観察に保護司さんがついて立ち直らせた、例えばかつて少年事件を起こした子供が保護司さんのおかげで立ち直った、そういった子供に、保護司さんのサポート役のような形で次の少年事件の子供との間をつないでもらうような仕事を、それも社会的にきちんとした位置づけをしてあげてやっていくことができれば効果があるのではないかなというふうに思っております。

残念ながら、こういった子供たち、特に——いわゆるボランティアでいい子を集めてお手伝いをしてもらうというような制度はあるようでありますが、むしろ、かつては問題のあったという言い方は余り好きではありませんが、少年事件などを起こしてしまいがちな子供たちの意識というものを理解をできる、経験できる、そこから立ち直った子供たちに役割を担ってもらおうというような考え方を検討することはできないだろうか。

法務省の御見解をお聞かせいただければと思います。

○本江政府委員 確かに、議員がおっしゃったように、年輩者と少年たちとの間の日本語が通じないという点は、そういう現象は随所にあるかと思えます。そういう意味で、保護司と少年との間にそういう危険が生じ得る可能性は多分にあるかと思えます。

ただ、現在のところ、委員がおっしゃったように、既に一人は非行に陥った少年あるいは刑に服した刑余者にこの更生保護の分野で活躍してもらおうというような制度は、日本には直接にはございません。アメリカで刑余者を更生保護に使ったという事例があるやに聞いたことがありますが、で、今後は意識して情報を集めていこうかと考えているところでございますが、いかにせん一たび犯罪に陥った人たちに次の犯罪に陥った人たちの後をゆだねるということには、いささか不安がなければなりません。

今後そういうことも考えていかなければならぬとは思いますが、現在日本でも、そういう非行少年たちを抱えて改善更生のために努力してくれている団体にBBSという組織がございます。

アメリカで発生した組織でございますが、ビッグ・ブラザーズ・アンド・シスターズという英語の略でございますが、このボランティアグループが、文字どおり同世代の先輩、よき理解者として非行少年に接して、その更生を助けるというところと活動を展開してくれております。そのような活動

に対する予算措置もなされているところでございます。

そしてまた、このBBS活動は、最近とみに大学の中で、学域BBSと称して急速に運動が高まっていると聞いております。そしてまた、保護司の中にBBSとの連携をもっと強めるべきであるという声も最近高まってきたことも事実でございます。そういう活動の中で、若い少年たちの意識と年輩者をつなぐ役割を大いに期待したいところでございます。

○枝野委員 多分、社会の変化の中で、今まで行政がかかわらなくても済んできた部分のところを行政が代行していかなければならないという部分の話なのだろうと思えます。

かつては地域社会の中で、まじめなお兄ちゃんもいれば不良がかったお兄ちゃんもいたりして、いいことも悪いことも先輩の世代が教えてくれていたようなことが、もう私の子供時代では既にほとんど崩壊をしておりますが、あつたという話を聞いていたるぎりぎりの世代がいかんと思えますが、そういったものが崩壊をしましていって、上の世代と下の世代をつないでいくパイプがないということが非常に悩ましいだろうというふうに思っています。

BBSの活動を重視していく、当面はまずそこから入っていくのだらうと思いますが、これもいい表現ではありませんが、わかりやすく言うところ、まじめな子にやってもらう役割と、逆に少し悪いことを知っているという先輩がいることのメリットというのをうまくコンビネーションさせていって、それが上の世代の先輩方の指導のもとでうまく機能していったらいいのにな。なかなか生易しいことではないと思いますが、ぜひ御検討を、御研究を進めていただければと思います。

それに関連して、この少年の問題について若干、いろいろな社会的な背景のところを別として、制度上の問題として悩ましいなと思っておりますのは、御承知のとおり、少年法は法務省の所管であります。

ります。それに対して、学校の問題は文部省でやっているわけですし、児童福祉法は厚生省が所管であります。

この少年法、つまり法務省の所管の範囲と、児童福祉法、厚生省の所管の範囲というのは、隣り合っているという部分がかなりある。つまり、法律に触れた場合には少年法のところに入っていくのでありましようが、そうでない場合には児童相談所などが少年の非行などについて相談に乗って対応する場面があったりします。

そこが、役所が分かれていくというところの中で、そういった子供たちの自立支援、保護矯正などということが、悪く言えば二元化、あるいは文部省などを含めれば三元化というところまでいっては言い過ぎかもしれませんが、大変重要な問題でございます。

どちらに一本化したらいのかというところはまた意見が分かれるのかもしれないけれども、少なくとも、子供たちが道に外れてしまった、あるいは、しましうになつていこうという子供たちをきちんと立ち直らせていこうというような仕事は一つの役所にまとめて、機能的、効率的に進めていく必要があるのではないだろうか。そういった場合には、道に外れてしまったというのが法に触れるところまでいってしまったという問題については、これは裁判所、法務省が絡まざるを得ませんので、私は、法務省にこの少年問題についてのセクションをさらに充実させて一元化をしていくのかなというように思っています。

こうした問題意識について法務省はどういったとらえ方をしておられるのか、教えていただければと思います。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。大変、まさに悩ましいと思っております。御指摘のとおり、少年法は、少年の健全な育成を期しまして、非行のある少年に対して性格を矯正していく、また家庭等の環境を調整していくというところを主眼にいたします保護処分を行うとい





ものを広げていくようなことが検討されてもいいのではないだろうか。つまり、保護観察の判決を受けた、あるいは仮出獄をして保護観察処分を受けているという皆さんの社会復帰については、保護司さんがついていただいてもさまざまな調整を図ったり指導をしていただいたりということ、いわばソフトウェア・エンジニアしながら社会に復帰をしていくという制度が今機能しているわけがあります。

それに対して、例えば刑期を満了して社会復帰をする皆さんには、この保護司さんが関与するというような制度になっておりません。刑期満了して社会に出てくる方の、その出てくるときの事情というものはいろいろなケースがあるでしょうし、出てきたらすぐに家族がきちんと迎え入れてくれる、そこがしっかりと社会復帰のための役割をやってくれるという場合もあるでしょうし、あるいは更生保護施設などで受け入れざるを得なくて、そこで半年間ですかにいていただいて、社会復帰をしていく努力をその場でやっていたかどうかという場合もあるでしょう。しかし、その中間的な場合、従来住んでいた地域に戻る、そうすると、必ずしもそこで社会復帰のために手助けをしてくれる、フォローしてくれる、指導してくれる人が身近にいるとは限らないという方も少なからずいるだろうと思います。

せっかく保護司さんが日本全国にいらして、保護矯正のための仕事をしていたいていっているわけがありますから、刑期を終えた皆さんの社会復帰というものに、現在ある保護司さんの制度を含めてそういったものに対応し得る制度を、機能的に柔軟に働いていただくという形で、一人でも多くの刑期満了の方が再犯しないということが、それは本人にとっても社会全体にとっても大変有益なことであると思います。

せっかく保護司さんという制度がありますので、それをそういった形で、いろいろな場で活躍をしていただくということについて御検討いただけないだろうかという点について、御意見を承りたいと思います。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕  
○本江政府委員 大変重要な御指摘だと思えます。刑期を満了して矯正施設を釈放された者につきましては、親族、縁故者等から援助、または公共の福祉その他の機関から保護を受けることができない場合は、またはこれらの援助または保護のみによっては更生できないと認められる場合に、本人の申し出に基づきまして、釈放後六カ月を超えない範囲内において犯罪者予防更生法に基づく更生緊急保護の措置を講じて、犯罪防止と速やかな更生を図る制度がございます。特に、果敢者、高齢者は、親族、友人等から見放されて身寄りのない者や、就労あるいは医療等の面において種々の問題を抱えておりまして、保護観察所において、食事、衣料の給与、医療援助、居住のための旅費の支給等を行っております。また、更生保護施設に委託して食事、宿泊の供与、補導等を行っております。特に更生保護施設は、生活の援助、指導訓練等を行う場として重要な役割を果たしております。

ただ、この更生緊急保護につきましては、既に刑期を満了した者あるいは執行猶予になった者、あるいは起訴猶予になった者等でございます。一般の仮釈放者に対する、あるいは一般の保護観察者に対すると同様の指導監督という側面を行使することはできません。専ら補導援助に尽くす、いわば社会福祉的な側面の制度でございます。現在、今申し上げましたように保護観察所がこれを行っております。あるいはまた、更生保護施設に委託してこれを行っております。

委員御指摘の点は、この刑期満了者等に対する補導援助の手を保護司が差し伸べたらどうかという御指摘でございます。十分に考慮に値する、考慮に値すると思えますが、一つは、予算を伴うことでもございます。さらにまた、保護司に現在以上にいろいろ御苦勞を願わなければならぬという問題がございます。今回の法改正によって、保護司組織を充実強化

し、保護司の活動がより容易にできるようになったときを一つのめどに、保護司連盟等いろいろな御相談申し上げながら今後検討を加えていきたいと考えております。

○枝野委員 すぐにといいことはなかなか難しいと思えますが、今いみじくもお話の中にありましたが、きょう本会議では、司法警察と行政警察はきちんと分けてくださいという話をしたところなんです。逆に、この矯正みたいな話については、多分、福祉的な側面からの仕事というのと、それから指導、矯正という仕事と、むしろ、この分け目をつけたい、特に属人的にはつけない方が実は機能するのではないのかなというようにもなるともできれば検討していただければいい。

どうしても、福祉的な見地からやる仕事と、それから保護矯正という部分での仕事とが分かれて、場所も分かれてしまっている、極端な話、先ほどの少年については厚生省と法務省に分かれているというところにもつながっているのだからと思えますが、ここは、理論的にあるいは実態的に、どこまでどう分けられるのか、あるいは分けない方がいい部分はどうかということを含めて御検討いただければいいように思います。

さて、少し時間が残っておりますので、私が初当選以来法務委員会ですつと言いつけてきている案件について、二、三お尋ねしたいと思えます。

何度かこの委員会で私以外の方からも御質問が出ていると思えますが、民法改正について法制審の結論が出てもう大分たちますが、政府からは国会に提出がされております。改めまして、提出されていない理由がどこにあるのかをお答えいただきたいと思います。

○森脇政府委員 民法の改正につきましては、既に法制審議会におきまして数年かかって議論がなされてまいりました。そして、平成八年におきまして、親族法の部分、特に夫婦別姓の問題、あるいは離婚の問題、あるいは婚姻年齢の問題、あるいは相続編のうちの非嫡出子の相続分の問題、こういった諸点についての改正要綱というものが答申

されたところでございます。

私たち事務当局といたしましては、これに基づく法案の提出を企図したところでございますが、ただ、国民の十分な合意が得られていないのではないかと。これは、選択的夫婦別姓制度を導入する点、さらに非嫡出子の相続分に関する部分、この点について特に御議論があったところでございまして、改めてその時点における世論調査等も実施いたしました。これが選択的であるということを示し上げて世論調査を行っても、必ずしも十分な国民の理解が得られていないといった点がございまして、この点につきましては、政府としての法案の提出を見合わせておるというところでございます。

○枝野委員 国民の理解が得られていないということの一つの理由にしておっしゃられているわけですが、それだけでも、そのことだけでは私は理由にならない。例えば、何年前ですか、国民の理解を得られていない消費税率導入の法案は政府は出したし、ついこの間も、金融の三十兆円も国民の理解を得られていないのに国会に提出して通過させています。

どうして、そういったものは国民の理解を得ないでやりになって、これは国民の理解を得られないと言ってお出しにならないのか、御説明をいただきたいと思います。

○森脇政府委員 消費税率の問題についてお答えする立場にはございません。

ただ、私どもの考え方としては、民法の改正の問題、特にこういった夫婦別姓等の問題につきましては、国民一人一人に重大な影響を及ぼす事項でございます。こういった問題につきまして、国民の意見の多くの部分と必ずしも合致しないといった形の民法改正がなされるということになりますと、社会に及ぼす混乱あるいはそれに伴う諸制度に及ぼす影響、そういったものは非常に大きなものになるというふうに考えておるところでございます。この問題については、多くの国民の方の御理解のもとに提出するのが正

しい開法のあり方であらうというふうに考えておるところでございます。

○枝野委員 これは民事局長にお答えをいただくのは酷なので、むしろ大臣にできればお答えいただければと思うのです、この手の話は政治論だと思ひます。

今の話と逆だと思ひます。消費税みたいな話は国民全部に関係あるのですよ。だけれども、選択的夫婦別姓はほとんどの人々には関係ないのですよね。別姓を選択したくないというほとんどの人々たちにとっては関係ないです。非嫡出子の相続分の話だって、非嫡出子が身近にいない大部分の人々たちにとっては関係ないです。むしろ一部の人々だけにしかかわらない問題なのです。消費税なんかの方がよっぽど国民に関係するのではないですか。理屈は、今の話とちよつと違うと思ひます。

○森脇政府委員 今先生御指摘のような考え方も確かにあるかと思ひます。

ただ、氏の問題という点について申し上げますと、これは今先生が御指摘になった、これから結婚をなさろうとする方、そしてそれが選択制であるということだけで当該制度を選ばれる方の利害だけの問題なんだという理解の仕方は、必ずしもすべてを言い尽くしているとは言えないのではないかとこのように考えております。

氏の問題に関して申し上げますと、氏というのは、いわば先祖から伝えられた氏という考え方をする方もございまして、それから、夫婦とその子供を単位としたいわば家族の名称だという考え方をする方もございまして、これは個人を表示する氏名のうちの一部分なんだという考え方をする方もございまして、そういった点を考えてみますと、必ずしも、これから結婚をされて氏を別姓にしたいと思ひておられる方だけの問題だという考え方はできないのではないかとこのように考えられるところがございます。

また、非嫡出子の問題にいたしても、当該者の、いわば身辺にそういう方がおられるかどうかという方だけの問題だというところとらえ方は狭小に過ぎるのではないかと。日本のいわば今ある家庭のあり方といったことにかかわる問題でございまして、これは国民の多くの方、言ってみれば、大部分の方が深い関心を持たれる問題であるというふうに考えておるところでございます。

○枝野委員 民法の改正が一部のみにだけということ、別にそのことだけで私は言っているのではないのです。相対的に比べてどうですかと私は申し上げているわけです。

消費税の方が国民に圧倒的に利害関係の絡む話に比べれば、こちらの方がこそむしろ国民全体のアンケートもとらなければいけない。もしそれだけで物事を決めるというのであるならばこちらじゃないですかという比較の話をしていっているので、今の話はずれていっていると思ひます。

また、そもそも、このお尋ねを一度してみたいと思ひたのですが、日本国籍を有する者、つまり、日本国民で夫婦別姓が認められている人、いますよね。

○森脇政府委員 恐らく、外国人と婚姻されている方、外国人の方と婚姻されてもその姓が変わるということになっておりませんので、そういう意味でおっしゃっているのかと思ひますが、そういう意味では、あるということになっております。

○枝野委員 ですから、日本は家族全部が同じ氏なんだというようにみなす前提にしているのだから、一部であっても例外をつくるというのは嫌だということであるならば、外国人と結婚した場合の日本国民の今の氏の話はこういうふうに解釈するのですか。やはり一部だったらいいます。認めているじゃないですか。外国人と結婚した日本人については、夫婦で同じ氏じゃないということを日本国は許容しているじゃないですか。整合性がとれなくなりました。

○森脇政府委員 この問題につきましては、平成八年に行いました世論調査の際に、今考えられている夫婦別氏制度が、選択的なものである、それを望む方だけが別姓を称することが出来る制度であるということを明示いたしまして世論調査を行つたところでございますが、三十数%の方々がそれに反対であるという意思表示をされたということでございまして。

○枝野委員 始まるのがおくれたのはうちの党の責任です。時間二十分をやめますが、若干皆さん誤解があると思ひます。まず、そもそも民主主義とは何なのかというところから入っていかないと、この話はおかしくなるのだらうと思ひます。

民主主義は常に多数決ではありません。多数決でも侵せないものが民主主義の中にはあります。単純多数決ではありません。つまり、人権、自由というものが対しては、多数決であっても侵せないというのが民主主義だと思ひます。

この選択的夫婦別姓の話は何なのかといったら、少数者の自由、少数者の人権を認めるのかどうかという話です。少数者の人権の問題は、国民の半分が認めるまで待つていたら、全部後手後手に回ります。被差別部落の問題しかり、少数民族の問題しかり、障害者の問題しかり。少数者の権利の問題が、国民過半数がそうすねと言うまで待つていたら、絶対政治は後手に回ります。民主主義というのは、少数者の人権を守るためには、多数決ではない、それで守らなければならぬというものをきちんと前に進めていくということ、私は本来の民主主義だというふうに思ひます。

そして、ずっと思ひているのですが、選択的夫婦別姓にしたら、別姓にしたくないという人になんか迷惑がかかるのかというのが私はよくわからない。逆に、現に選択的夫婦別姓が採用されていらないという結果として、迷惑を受けている、自分たちの利益が害されているという人たちが少数とはいえないこの国の中にいる。その人たちの少数の意見を認めたことによつてどんな実害があるのかということ明確に示さなければ、少数者の選択の自由というものは守つていくのが基本的には民主主義であり、自由主義であるというふうに思ひます。

思ひます。

自由と民主ということ掲げている政党が政権をとつていながら、この話について理解を得られないというの、私はどうにも解せないなというのを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○橋本委員長代理 保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人です。

まず最初に、今回の法改正に当たつて、法務省保護局の言葉の定義なんです、民間ボランティアという、保護局ではどういう概念なんですか。民間ボランティアの概念。

○本江政府委員 特に意識して考えたことはございませんが、民間の中で、報酬を受けないで公共的なことに、業務あるいは職務に従事している人たちであらうと考えております。

○保坂委員 もう少し大きな声でお願いしたいのです。

この保護司の制度が我が国独特の形で発展してきたということなんですけれども、まさに報酬を受けなくて、場合によっては、活動の一部はよく知られていて、しかしツールにおいて知られていない部分もあつて、法的な根拠を付与しようというのが今回の趣旨だらうと思ひます。

保護局のパンフレットを見ると、これは「民間ボランティアである保護司」という位置づけがここに書いてあるわけなんです。今回の法改正を経ると、この記載は少し変わるのでしようか。それとも存続するのでしょうか。

○本江政府委員 そこに記載してございます民間ボランティアであるという組織そのものの意味は変わりません。今回の法改正によつては、今まで法律で保護司の組織が規定されていなかった、そういう意味で、単なる任意組織であつたものを法定の組織にするという意味でございます。

○保坂委員 今の点、後ほどまた触れますので、ちよつとひとまず置いておいて、昭和でいうと二十七年の機構改革によつて、それまで成人保護司

と少年というふうに分かれていたこの区分が廃止されたというふうに聞いております。その理由と、そして現在、御承知のように、例えば薬物一つの問題をとって見ても、成人において発生している問題と、例えば高校生とか非常に低年齢の子供たちに発生している問題と、大分事柄の性格が違ってくるというところがあるかと思ひます。ですから、今後の対応として、一たんこれは統合されたのですが、再び少年ないし成人というふうに分けるということも考えられるかと思うのですが、そのあたりの経過とお考えを伺いたいと思ひます。

○本江政府委員 昭和二十五年に保護司法が制定された当時、我が国の更生保護の機構は、法務府の外局として中央更生保護委員会が設置されておりました。その地方支分部局として、各高等裁判所の管轄区域ごとにそれぞれ地方少年保護委員会、地方成人保護委員会が置かれておりました。而た地方委員会の事務局の事務分掌機関として、各家庭裁判所及び地方裁判所の管轄区域ごとにそれぞれ少年保護観察所と成人保護観察所が置かれておりました。その関係で、保護司についても少年と成人に区別されていたものでございまして。

その後、昭和二十七年に講和条約が発効した後、それまでの我が国の行政機構が複雑、肥大化していったのを、簡素でかつ効率的な行政機構にする必要があったことから、更生保護の機関についても機構改革が行われました。すなわち、昭和二十七年に法務府設置法が改正され、中央更生保護委員会、地方支分部局であった地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会にかわって、法務省の地方支分部局である地方更生保護委員会、これは今日あるものでございしますが、設置したほか、而た地方委員会の事務局分掌機関にすぎなかった少年及び成人保護観察所についてもこれを統合して、同じく法務省の地方支分部局である保護観察所と各地方裁判所の所在地ごとに置くことにしたものであります。この行政機構改革に伴ひまして、保護司についても少年保護司と成人保護司の区別をなくして、単に保護司としたものでございします。

委員の御質問は、今日、また逆に成人を担当する保護司と少年を担当する保護司を区分してはどうかという御提案かと承りました。

確かに、それぞれの領域を受け持つことにいたしますと、それぞれの専門性が高まるといったメリットがあるかと思ひますが、他方で、全国津々浦々に成人担当の保護司と少年担当の保護司を二重に確保する必要がある、研修についても二重に実施する必要がある、ことなどの困難も伴うのであります。このような区分を設けず、一人の保護司が成人と少年の双方の保護観察対象者を取り扱うことができるかと思ひますと、ある地域で少年と成人の保護観察対象者の数にばらつきがある場合におきましても保護司の負担を均一化することができず、人材確保の面でも無理がなく、どちらかという現実的であると言えるのではないかと思われるのであります。

保護司が成人と少年の双方を取り扱うとしたし、経歴年数などを考慮して、少年事件に適した保護司、成人の仮出獄者の処遇に精通している保護司というように、いわば自然に得意分野を持った保護司ができた、また保護観察所の方で意図的にそういうことを育成の過程で行っていく場合もあるのではないかと思ひます。

現段階では、成人保護司と少年保護司を分けることなく、そのあたりを柔軟にしていた方が無理のない運用ができるのではないかと考えている次第でございします。

(橋本委員長代理退席、委員長着席)

○保坂委員 時間が本当に短いので、昭和二十七年というともう四十五年近く前でしょうか。ですから、三十年前でも二十年前でも余り変わらない答弁ではなくて、まさに今大きく変わっているわけですから、もちろんそうやって統合した理由もあり、しかし、また今年特有の難しい点が出てきているというところ、そこだけに絞ってお答えいただければよかったです。

される過程についてちょっとわからないところがあるのです。年齢構成も非常に高いわけですね。例えば、前任保護司の推薦が必要であるというような制度がある。あるいは、選任母体なるものはどういうふうな公平に開かれていくかというところ、例えば、年齢的にも若くてそれぞれの得意分野を持つていて、そういう保護司が選出される柔軟な制度にこれから変わっていく要素があるのかどうか、これも簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○本江政府委員 若手の保護司を今後確保していくことができないかという御質問については、事はそう簡単にはいかないと思ひますけれども、努力をしていきたいと考えております。

現在、保護司の職業等を考えてみますと、なかなか自分の生活だけでも精いっぱい世の中でございまして、若いサラリーマンたちから次々に保護司の中に入ってきてもらえないという確たる確信がございしません。ただ、そうはいっても努力をしていかなければならない、こう考えているわけでございます。

○保坂委員 これも具体的に発生するケースだと思ひますが、保護観察官の助言指導を受けながら保護司の方が活動をするということになっていくと思ひますけれども、保護観察官の方がはるかに若くて経験もそれほどない。人生上の経験や扱ってきたケースも極めて少ない。比べて、保護司の方が年齢的にも、扱ってきたケースもはるかに膨らみがあるという場合があるかと思ひます。こういうアンバランスというのとはどういうふうに現場で解決されるのか。保護観察官が保護司から学ぶということも当然あると思ひますが、その辺は、形どおりの壁は取り払われているのかどうか。お願ひします。

○本江政府委員 委員御指摘のとおり、現在、保護司の平均年齢が六十二・九歳という状況でございしますので、保護観察官と保護司、どちらも担当者であつて、相まみえますと、一般的には保護司の方の方が相当年齢が上だということも事実であります。

ります。

しかし、現在の日本の更生保護制度は、専門官としての保護観察官と、地域性、民間性を備えた保護司との協働態勢で行っているものであります。委員おっしゃるとおり、確かに年配の保護司さんからいろいろ教を受けることも多々あるかと思ひます。また、そういう場面があることを私もよく耳にいたします。

しかし、一方で、保護観察官が、それでは一方的に教えていただいているかというところ、なかなかそうではございませんで、保護観察官が担当する保護観察事件数、環境調整事件数は、保護司さんが扱われるものの何百倍にも相当いたします。したがって、保護観察官として急速に専門性を増していくわけでございます。

一般的に、保護観察官は、大学の教育学部あるいは心理学科等を出ている者がたくさんおられて、そういう者が実際の保護観察を多数扱つ中で保護観察官としての専門性を急速に高めて、保護司の皆さん方といろいろな意見を交換しながら対象者に相對峙してやっているのが現在の体制でございます。

○保坂委員 冒頭に、民間ボランティアとは何か、こういった規定について伺つたわけですが、先ほどの答弁にもあつたように、保護司のほかにも更生婦人会、BBS会あるいは協力雇用主の方々こういったプロセスに協力をしていただいているということですね。

さて、そこで、NPO法案も今国会で成立したわけですが、実はその少年の現場、例えばいろいろな薬物に手を出したり、あるいは盗み、あるいはけんかとかいうことでたびたび警察に捕縛される、あるいはいろいろな意味で問題を次々と起こしている、そういった少年たちを、今読み上げた方たち以外のいわゆる民間ボランティア、いわゆる幅広い意味で、例えば塾を経営している、本などに読み書きも、ABCの次は何だっけというような高校生をも、一回抱えながら、いろいろな事件につき合ひながら教えていく塾もあります。

それから、個人で雇用主で、ちよつと問題を起した子供たちを、協力雇用主という、これに登録をされていなくても、民間にそういう篤志家というか、そういう方がいらつしやるのですね。ほかにも、いろいろな問題を抱えている子たちに寄り添ったり、かわつたり、つき合つたりしている民間の人たちがいる。

つまり、そういう人たちの協力連携というのをどのように考えられているのかということとちよつと伺いたいと思います。

○本江政府委員 まず保護司の職務の中に、先ほど来申し上げております保護観察、環境調整という分野と、もう一つは犯罪予防活動という分野がございます。

今おっしゃつたのは主として犯罪予防活動の分野だと思ひますが、これは各保護司が地域のいろいろな団体、機関、学校、地方公共団体、社会福祉施設あるいは病院等の医療機関、それらとできるだけネットワークを強めて犯罪防止活動の充実を図っていきなさいということで、できるだけそういう方向で努力をしておるところでございますが、現在のところは、そういう側面においても組織的にこれに対応していかなければならないという場面が数多く出てまいりました。従来は、特に熱心な保護司さん、あるいは保護司会の幹部の方々が中心になつてやつておられた活動を、もっと組織全体で組織的に取り組むということが重要になつてまいりました。

そういうこともあつて、今回、保護司の活動をより一層支援していくために保護司組織の法定化、強化を図つていくとしてゐるわけでございます。

○保坂委員 法務大臣に伺います。

今お聞きした趣旨も、いろいろな問題を起した少年たちをもう一度再生させていくという取り組みの中で、とりわけ深刻なのはやはり薬物であるというふうに思ふわけです。

実は、ゲルクという団体があるのですね。これは薬物でかなりひどい中毒症状で、繰り返し繰り

返し病院に入つたり、あるいは警察に逮捕されたというところをかなり繰り返してきた人々が、お互いこれをやめよう、合宿生活をしてみようという組織があるのです。これは非常に効果が高い。高いといつても四割だそうだけれども。ほかに、本当にその中毒に高校生ぐらいのころからなつてしまつた子供たちにとっては非常に強い、例えば学校に講演に行つてそういう人たちが自分の話をするだけでも大きな効果を得ることができるといふ話も聞いている。

ですから、この保護司法の今回の法改正をきっかけに、ぜひ民間ボランティア、このパンフレットだと、本当に法務省がお認めになつた方たちだけをピックアップしているような氣も少ししたので、もっと幅広く、とりわけその薬物に関して、そういう体験者たちがみずからその体験を、もうこれはやつちやいけないんだということを若い世代に伝える、こういうことをぜひ垣根を越えて取り組んでいただきたいということを込めて、法務大臣にお願いいたします。

○下福薬務大臣 御指摘のように、薬物の問題は大変な問題でございます。大ざっぱに申し上げまして、現在矯正施設に入つておる人の三分の一ぐらいが薬物の関係者だといふふうに承知いたしております。それから、厚生省におきましても、薬物に対するそれぞれの組織をお持ちになつて活動しておられることも承知いたしております。

これはもう国民的な問題でございます。それぞれの仕事の分野もあらうかと思ひますけれども、大きな目的に向かひまして、できるだけ協力して、効果のあるような施策といふものをとらなくてはいけない、このように思ひます。

そういうふうな中で、今回お願いいたしております保護司の方々とかのかわり合ひ、私はこれは積極的であつていいと思ふのです。そういうふうな中で、お互いに立場立場を尊重しながらどういふふうなことができるかといふふうな形で推進してやるべきだ、またそういうふうな努めてまいりたい、このように思ひます。

○保坂委員 ぜひそういう垣根を払つて、民間といふのを幅広く広げていただきながら頑張つていただきたいと思います。終わります。

○笹川委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○笹川委員長 これより討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、保護司法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○笹川委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○笹川委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会

平成十年五月二十八日印刷

平成十年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局